

小値賀町議会第一回定例会は、平成十八年三月七日午前十時、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員

十二名

十 十 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一
二 一
番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番

近 黒 立 横 伊 岩 松 末 浦 小 土 加

藤 崎 石 山 藤 坪 永 永 辻 川 山

一 政 隆 弘 忠 義 勇 一 英 隆 重 雅
治

輝 美 教 蔵 之 光 治 朗 明 郎 佳 徳

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	助役	収入役	教育長	総務課長	財政課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課専門幹	建設課長	診療所事務長	空港管理事務所長	教育次長	農業委員会事務局長	保育所長
山田	三浦	神川	巖充	大黒	西村	谷良	筒井	松本	中村	吉元	平野	西野	熊脇	松永
憲道	清敏	清敏	充也	泰三	久一	良一	英敏	充司	敏章	信之	久之	浩三	一也	誠一

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

松 升
永 水
清 裕
美 司

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第一回定例会

平成十八年三月七日（火曜日）

午前十時零分

開 会

- 第一 会議録署名議員指名（立石隆教議員・黒崎政美議員）
- 第二 会 期 決 定
- 第三 所 信 表 明
- 第四 一 般 質 問
- 第五 議案第一号 野崎島自然学塾村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 第六 議案第二号 小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案
- 第七 議案第三号 小値賀町国民保護協議会条例案
- 第八 議案第四号 小値賀町国民保護対策本部及び小値賀町緊急対処事態対策本部条例案
- 第九 議案第五号 小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案
- 第十 議案第六号 小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案
- 第十一 議案第七号 小値賀町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例案
- 第十二 議案第八号 小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 第十三 議案第九号 小値賀町営住宅管理条例の一部を改正する条例案
- 第十四 議案第一〇号 長崎県市町村土地開発公社定款の変更について
- 第十五 議案第一一号 長崎県市町村土地開発公社定款の変更について

- 第十六 議案第一二号 長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について
- 第十七 議案第一三号 長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散について
- 第十八 議案第一四号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 第十九 議案第一五号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 第二十 議案第一六号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 第二十一 議案第一七号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 第二十二 議案第三五号 工事請負契約の変更について（柳漁港地域水産物供給基盤整備工事）
- 第二十三 議案第三六号 町道路線の廃止について
- 第二十四 議案第三七号 町道路線の認定について
- 第二十五 議案第一八号 小値賀町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について
- 第二十六 議案第一九号 小値賀町地域福祉センターの指定管理者の指定について
- 第二十七 議案第二〇号 小値賀町特別養護老人ホームの指定管理者の指定について

追加議事日程

- 第二十八 議案第三八号 小値賀町安心出産支援補助金支給条例案

午前十時零分開会

議長（近藤一輝） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成十八年小値賀町議会第一回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

諸般の報告及び監査委員からの例月出納検査結果の報告は、印刷してお手元にお配りしておきましたので、ご了承を願います。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、十番・立石隆教議員、十一番・黒崎政美議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。

本定例会の会期は、本日から三月十三日までの七日間にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から三月十三日までの七日間に決定しました。

日程第三、所信表明を行います。

町長より所信表明の申し出がありましたので、町長の発言を許します。

町長

町長（山田憲道） おはようございます。

本日、ここに、平成十八年小値賀町議会第一回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

説明に入ります前に、このたびの長崎県知事選挙において、当選の栄を勝ち得られました金子知事に対し、心からお慶び申し上げますと共に、長崎県発展のため、なお一層のご尽力を賜りたいと存じます。

今年は、私にとりまして町長として一期目の最後の年になりました。

その間、町議会を始め、多くの皆様のご支援とご協力をいただき、計画された事業が着実に実行できましたことに心から感謝申し上げます。

残り一年間初心に返り、あらためて町民の立場に立ち、町民皆様の声に謙虚に耳を傾け、議員皆様と共に町政運営を進めてまいりたいと思えます。

それでは、開会にあたり、町政の運営について所信を申し述べますと共に、議案の主なものについて、その概要をご説明いたしました。議員各位、並びに町民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

総務課関係について申し上げます。

本年度の取り組み事業のキーワードとして、五つの項目を掲げております。

まず第一に、広報・公聴の充実として、昨年実施いたしました小値賀ふるさと議会の提言や意見を、更に具体化するため第二回目の開催、また大学生や町内の若者を対象とし、調査や討論による町への提言をしてもらうことを目的とした、「第二期小値賀ふるさと議会」の開催を計画しております。その他に、住民の意見を聴取する公聴体制が不十分であるため、住民の声を十分に反映させるための懇話会の開催等も考えております。

第二に、地域づくりの推進として、地域づくりフォーラムを開催し、専門家による提言を受け、地域づくりの実践化を図りたいと思っております。なお、毎年行っておりますJICA研修事業についても、さらに踏み込んだ長期間の研修を予定しており、その中で国際交流や地域づくりに反映させたいと思っております。

第三に、定住・交流人口の増大を図るために、田舎暮らし体験モニターツアーや、若者を対象にした島の体験による島暮らし等、Uターン・Iターン促進事業として交流人口の促進事業を計画しています。

第四に、しまの観光・情報発信事業として、当町の自然景観や町並みの貴重な地域資源を地域振興の素材として活用していくための、各種事業やマスコットキャラクター「ちかまるくん」による町のPRのための展開を考えております。

第五に、職員や住民の意識改革は、様々なプランニングについて住民の積極的な参画が不可欠であり、住民との他の協働参画会議の開催などに取り組む体制を、他の部署と連携を図りながら取り組んでいきたいと思っております。

空港関係について申し上げます。

小値賀空港は昭和六十年十二月、長崎・福岡と小値賀を結ぶ空の玄関として開設され、以来二十年間「島の活性化」に欠かせない交通機関として就航し、十四万五千人もの方々に利用されてまいりました。

しかし、海上交通機関の発達などにより計画どおりに客足が伸びず、経営者も長崎航空(株)からオリエンタルエア・ブリッジ(株)に変わるなどしましたが、経営努力の甲斐もなく本年三月末をもって定期航空路線は廃止されることとなりました。廃止後においても、空港は民間機、救急患者輸送、防災ヘリの飛行訓練などに利用されますが、具体的な今後の利活用につきましてもは昨年十二月の定例会の行政報告で、関係者からなる「利活用検討会」を設置し進めていくと報告いたしました。

現在まで決定した事項として、空港の運用時間が午前十時から午後四時まで。勤務は二人体制で一人勤務、ただし、航空機飛来時は三人体制。現在、管理事務所長が行っている許可等については、県港湾課が直接行うなどが決まっておりますが、細部にわたる検討につきましては、長崎県、新上五島町等と連携を取り協議を進めてまいります。

住民課関係について申し上げます。

今年四月一日から、「障害者自立支援法」が施行されます。これまでは身体障害や知的障害、精神障害といった障害の種類や年齢により受けられる福祉サービスの内容が決められていましたが、法律施行により、どの障害の人も共通のサービスを地域において受けられるようになります。

介護保険制度は、第二期の事業年度が平成十七年度で終了します。このため、十七年度末までに介護保険事業計画の見直しを行い、四月から始まる第三期事業計画を策定すると共に、第一号被保険者の保険料の改定を行なう条例を制定することが必要になり、介護保険条例改正案を今議会に上程いたしております。今後とも介護保険制度の円滑な実施をはじめ、利用者のニーズに合ったサービスを提供していきたいと思っております。

保育所・幼稚園について申し上げます。

保育所にての合同保育をはじめて一年になるうとしています。行事などにつきましてはスムーズに行われておりますが、保育充実のためにはまだまだ色々難しい問題があり、検討委員会に諮り、問題処理にあたりたいと考えています。十八年度の入所希望者は、今のところ保育所で三十五人、幼稚園で二十四人となっております。幼稚園は十七年度の児童数を維持しておりますが、保育所は十人の減となっております。今後も保育や行事の改善に努め、更なる保育の充実を図っていきたいと思います。

産業振興関係について申し上げます。

農林班について申し上げます。

国は、品目横断的経営安定対策・米政策改革推進対策・農地、水、環境保全向上対策を内容とする「経営所得安定対策大綱」を決定いたしました。中でも、平成十九年度から導入される品目横断的経営安定対策は、これまでのすべての農家を対象にしてきた品目ごとの価格対策から、「担い手の経営」に着目して所得政策に大きく舵を切った、戦後最大の農政改革といわれております。生産者、JAグループ、関係機関が一体となって農業・農村を将来にわたって託せる担い手を作り上げていくことが急務で、認定農業者の育成や一定の条件を備える集落営農体制の整備を早急に図る必要があります、これらの推進のための講習会や集落説明会等を実施していきます。

水田農業につきましては、米政策大綱に基づく制度の実施から三年目となりますが、平成十八年度産米の生産目標数量は、四百八十二・四トンと昨年度より二十八・七トン多く配分を受け、この基準収量を基準単収で換算した百十八ヘクタールを水田農家の皆さんに配分いたしております。本町における米生産は、農業販売品目の中でも重要なウエイトを占めておりますが、平成十八年度実施する宮中献穀事業を契機として、良質早場米産地としてのPRはもとより、稲作文化の継承等による食育の推進にもつなげていく計画としております。

畜産事業につきましては、平成十五年度から子牛価格の高値は続いており、昨年四回の子牛せり市の平均価格は、四十五万一千八百二十四円となっております。輸入再開したアメリカ産牛肉に危険部位混入があったことで、今年に入っても、各地区の子牛市場では高値が続いている状況にあります。昨年度より第二期増頭運動として、「育てよう和牛の里小値賀牛早期達成六五〇」をスローガンに推進しており、今年度は、町内の遊休農地や、未利用里山などの草地資源を最大限に活用し、放牧による肉用牛繁殖経営推進を図るため、国・県の事業を活用した飼料基盤の整備を計画しております。

農業委員会につきましては、「品目横断的経営安定対策」推進のため、産業振興課と連携して認定農業者の確保・育成、また集落営農等の組織化作りと高齢化による遊休農地解消のため、担い手への農地の集積をより一層進めて行きます。水産班について申し上げます。

平成十五年度から三カ年事業で、長崎県明日に向けた新栽培漁業展開事業として取り組んだカサゴ種苗生産については、今年度が最終年度でございますが、現在、産卵後六週目と順調に推移しており、職員のカサゴ種苗生産技術習得は出来たものと確信しております。今年度から五カ年の事業として取り組んでおります離島漁業再生支援事業は、新たな漁法の巻き落とし等、離島漁業の活性化に向けて十八年度も引き続き小値賀漁業集落が取り組んでまいります。

また、小値賀町・宇久町漁協合併については、十七年度で合併研究会を終え、四月以降、合併推進協議会の立ち上げの予定となっております。

商工観光班について申し上げます。

国の経済は回復傾向にあるものの、依然として町内においては厳しい状況でありますので、今後とも商工会と一緒に商工業振興に取り組んでいきたいと考えております。体験型観光を推進するため、野崎島や小値賀本島の豊かな自然を活用した体験ツアーや研修会を実施し、自然学塾村の利用拡大や交流人口増加を図っていきたいと考えております。

おちか国際音楽祭が、三月二十五日から三十一日までの七日間の日程で開催されます。今回は五回目を記念して、オリジナルメロディコンサートや、音楽に親しむプログラムなど多数予定されているようです。音楽を通しての国際交流や地域振興に期待するところです。

じげもん推進班について申し上げます。

当町の一次産品を軸とした地域資源の商品化及び販売ルートを確保し、生産から消費者までを取り込むビジネスモデルを策定するため、商工会を中心とし、町内の一次産業を含めた関係機関で構成する委員会を立ち上げ、地域での事業機会の確保を目指した「特産品販売ビジネスモデル策定事業」に取り組むこととしており、この事業によって具体的な事業実施の可能性を検証していきます。昨年まで園芸部会が事業主体となって開催してまいりました「メロン・スイカ祭り」を、本年度から各産業の生産者組織及び関係機関により構成された実行委員会に移し、町内の産業が一体となった「じげもん祭り」として行うようにしております。町特産品を一堂に会して展示販売等を実施し、地元特産品に対する理解を求め、今後の消費拡

大と特産品の育成に資すると共に、町民の交流と親睦の場を提供して行きます。新たな特産品作りをと昨年の十月に発足した八名の有志による、原料をすべて「じげもん」にこだわった味噌づくりグループ「みそっ子」の研究活動に対し、経費の一部を助成することとしております。「じげもん販路拡大事業」として、各小値賀会総会の折に、「じげもん」PRと試食会を行ない、消費者ニーズ調査等を実施し、今後の宅配事業等、具体的な可能性を検証していきます。

建設課関係について申し上げます。

公営住宅の老朽化に伴い、危険家屋の解体と建て替えを年次計画で計画しております。今年度は、以前に購入しておりました、小浜団地に隣接する用地に十六戸の公営住宅を建設いたします。

下水道事業関係では、黒島地区の中継ポンプの設置を計画しており、今年度中には公共下水道処理区域全てが供用出来る予定であります。

簡易水道関係では、中村第二浄水場のろ過施設の運転を単独運転から同時運転へ切り替えできるよう電気計装の改良を行ないます。改修を行なうことで、第一浄水場脱塩装置の稼働を極力控え、電力消費の減少を図りたいと考えております。また、お盆等の使用のピーク時の状況等を考慮し、新たな水源の確保等検討していきたくと考えています。

教育委員会関係について申し上げます。

「小中高一貫教育」関連として、昨年の十一月九日に中間報告を、去る二月十六日、これまでの研究結果を宇久町・奈留町等町内外の関係者出席の元、発表が行なわれました。報告によると、学力向上のため「帯タイム」や「選択教科の設定」、新たな学科として、「遺未来使学」や「グローアップ科」を設置し、十九年度より試行を開始し、二十年度から本格実施の方針であるとの発表がありました。十八年度はさらに組織の編成を見直し、本格実施に向け検討を進めることになっていきます。なお、学校施設のハード面の整備等については、関係者と協議・検討を進めてまいります。

少年犯罪などを契機に「ココロねっこ」運動が展開されていますが、昨年管内の中学校で生徒の自殺事件が発生し、教育関係者に大きなショックを与えました。命の尊さを自覚し、豊かな心をもつ「小値賀っ子」育成のため、本年度も継続して小値賀中学校に「心の教育サポーター」を設置いたします。

新年度の各学校への入学予定児童生徒数は、小値賀小学校は二十二名と昨年より四名増加となっておりますが、小値賀中学校は十三名減の二十四名、斑小学校では昨年入学者はいませんでした。今年是一名の入学となっております。

しかし、前述の小中高一貫教育に伴い、斑小中学校は独立校としての存続が難しく、小値賀小学校への統合について保護者、地区住民の方々など関係者の皆様と協議を進めてまいります。また、現在休校中の小値賀小中学校六島分校の閉校問題についても協議を進めてまいります。

診療所について申し上げます。

離島・へき地医療支援センターが設置されて二年が過ぎようとしていますが、現在、長崎県から県下の診療所に派遣されている医師は三名で、順次増員を計画しているようですが、離島への勤務医師の確保はなかなか厳しい状況のようです。センターからの派遣医師である立川医師につきましては、三月末で二年間の任期が満了となりますので、今後の対応を県と調整中でございますが、何とか二名体制の継続に向けて最大限の努力をしていきたいと考えております。

一方、慢性的な看護師不足につきましては、各方面で対策を講じておりますが、定員の八名確保には至っていないのが現状です。しかし、町の推薦等強力な支援で国立病院機構長崎医療センター付属看護学校へ推薦入学が決定し、奨学補助利用予定者を一名確保できましたので、今後も長期的な視野での人材育成をさらに進めていきたいと考えております。

また、各種の看護サービスの向上のための対策にも取り組むよういたしており、住民皆様の健康と医療を支えるための体制強化を急ぎたいと思っております。

診療所の運営は十八年度は財政的に大変厳しく、各種の合理化策や職員一人ひとりの意識改革を行い、今後も運営協議会等で住民皆様のニーズを十分に把握し、安心できる医療行政を進める所存でございます。

議案関係について申し上げます。

まず、平成十八年度当初予算であります。一般会計の予算額は、二十八億六千二百万円、特別会計の予算額は七会計で、二十億三千二百五十万円であり、昨年と比較し一般会計は、一・二％、二千九百万円の増額、特別会計は、四・二％、八千八百七十五万六千円の減額となっております。

次に、平成十七年度補正予算であります。今回の補正予算は、年度内に執行を要する事業費について計上いたしており、一般会計は、四千七百万円の減額補正、特別会計五会計で、五千八百二十四千円の減額補正をいたしております。この結果、平成十七年度予算総額は一般会計で、二十九億二千六百五十万円、特別会計では、二十二億一千七十五万円となっております。

次に、予算以外の議案のうち主なものについてご説明申し上げます。

「議案第一号、野崎島自然学塾村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案」は、昨年十二月議会で指定管理者の指定手続きに関する条例が議決されましたが、これを受けて、自然学塾村の管理を指定管理者に行わせるため、所要の改正を行なおうとするものであります。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律が制定されたことにより、「議案第三号、小値賀町国民保護協議会条例案」は、小値賀町国民保護協議会の組織運営に関し、必要な事項を定めるため、「議案第四号、小値賀町国民保護対策本部及び小値賀町緊急対処事態対策本部条例案」は、小値賀町国民保護対策本部及び小値賀町緊急対処事態対策本部に関し、必要な事項を定めるため提案いたしております。

その他の案件につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承賜りたいと存じます。

本定例会には、議案三十七件の審議案件をご提案いたしております。

議案の提案理由及び内容については、それぞれ担当がご説明申し上げます。

なにとぞ慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（近藤一輝） これで所信表明を終わります。

日程第四、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

なお、関連質問は、ご遠慮願います。

六番・松永勇治議員

六番（松永勇治） 私は、「財政運営収支計画」について町長に質問いたします。

ご承知のように、地方財政は大きな変革の時代を迎え、年々厳しい財政の事情のもとにおかれています。

また、平成十八年度においても政府予算は圧縮され、ひいては地方財政は三位一体の改革が推進される一方で、本町唯一の自主財源であります税収は、基幹産業の不振、建設事業等の減少による法人町民税の落ち込み、公務員給与の見直しにより減収すると思われまます。

このような財政事情下にあつて、私は本町が自立していく上で経常的な一般行政経費に対応する経常一般財源収入、すな

わち一般財源の確保は大丈夫なのかと大変心配をいたします。

政府は、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税の見直しを三位一体で進めています。三位一体の改革は、国の財政再建のために地方交付税を削減することではなく、その目的は地方財政の自主性と自律性を高め、自己決定、自己責任の原理を地方財政の領域にまで押し広げて、自治体の財政運営の自由度を高めるとともに、地域住民からみてもその受益と負担の関係が判り易い税財政構造に改め、そのためにこそ現行の国税と地方税の税源配分に改め、自治体の自主財源、税収を充実させ、国からの依存財源である使途の特定された国庫補助負担金の縮減を優先し、使途の特定されない一般財源である地方交付税のあり方を見直すという三位一体改革が進められる中で、地方交付税総額が削減され、多くの市町村で予算の組み替えが余儀なくされた「二〇〇四年ショック」が、市町村合併を加速させる要因になったと言われます。

財力が脆弱な本町最大の依存財源であります地方交付税の算定にあたって、国勢調査人口が各行政項目ごとの需要額の算出に占める割合が大きいことはご承知のとおりであります。平成十七年に実施された本町の人口は三千二百六十一人で、平成十二年国勢調査人口三千七百六十五人に比べ、五百三人、一三・四％減で、県下四十二市町の中で二番目に高い減少率となっており、この先、平成二十二年まで五年間、交付税算定の測定単位として使われます。

平成十八年度、国の地方財政計画によると、地方交付税総額は前年度比五・九％減、その上に人口が減少したとなると、地方交付税は大幅な減額が予想され、この先、ますます厳しい財政運営が余儀なくされます中で、財政事情に対処しつつ、「改革の時代」を生き抜いていかなければなりません。少子高齢化が進行する中で、住民、民間の事業を活性化させ、住民の安定した生活を守らなければなりません。財源不足をどのように補い、行政経費の確保は大丈夫なのか。現状での財政状況を分析し、見極め、今後の行政経費に係る財政収支計画について、どのような構想をもっておられるのか、次の二点について町長に伺います。

私たち三方月に一回、与えられる質問の機会でございます。「やりたいと思います。」「やります。」「検討します。」ではなく、適確な答弁をお願いいたします。

第一点は、平成十七年度一般会計補正予算（第五号）による補正後の予算総額二十九億七千三百五十万円に係る歳出一般財源内訳は、特定財源である国庫支出金三億六千六百五十万円（構成比二二・三％）、地方債九千九百四十万円（構成比三・三％）、その他の財源二億五千五百二十二万六千円（構成比八・六％）、一般財源は地方債のうち、一般財源扱いの臨

時財政対策債及び減税補填債、合わせて一億四百四十万円を含む二十二億五千二百三十七万二千元（構成比七五・八％）のうち、経常的経費（人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費、公債費等）に係る一般財源充当額についてどれほど充当されているのかを伺います。

第二点は、少子高齢化が進行する中、健全な財政基盤を築き、自己決定、自己責任の原理のもと、「まちづくり」を進めなければならぬためには、財政については、収支改善の数値目標を掲げ、計画的な歳出の削減とともに、自主財源の確保への取り組み、職員数の数値目標（削減目標）の設定、職員の意識改革など、新しい行政改革大綱を策定し、これを町民の目線に立って情報を提供し、広く住民に自治意識をもってもらうことによつて、町民から行政に対する意見を聴き、参考にしながら行財政運営、行政改革に反映させなければなりません。このようなことを踏まえ、先の定例会で本年度予算編成後、地区まわりを計画しているとのことでありましたが、その時期はいつ頃になるのか。

また、昭和六十年四月、町長の諮問機関として、社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政の実現を推進するため、「小値賀町行政改革推進委員会」設置条例を制定してありますが、この行政改革の時期である今、重要事項について諮問する考えはないのか伺います。

以上、二項目について質問いたしました。

再質問があれば、自席よりさせていただきます。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 松永議員さんの一番目の質問についてお答えします。

平成十七年度一般会計予算の補正（第五号）時点の予算総額が二十九億七千三百五十万円に係る特定財源の「その他」二億五千五百二十二万六千円の内訳は、振興基金や減債基金等の繰入金が一億四千四百七十四万八千円、使用料手数料のうち充当先が決まっているものが二百九十七万円、雑入のうち充当先が決まっているものが八千六十万二千元、分担金・負担金のうち充当先が決まっているものが百四十万五千元、財産収入の利子及び配当金のうち充当先が決まっているものが五十八万一千元、寄附金が四十二万円となっております。

次に、一般財源二十二億五千二百三十七万二千元のうち経常的経費に充当している額については、人件費・物件費・維持補修費・扶助費・補助費等・公債費・繰出金へ充当しております、約十九億一千三百万円でございます。

二番目の質問についてお答えいたします。

多様化する行政需要に対処するため、地域社会の活性化及び住民福祉の増進を図るために、平成十三年四月に「行政改革大綱」を策定し、行政改革の基本方針に基づき、事務事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、給与のあり方、定員管理など様々な改革に取り組んでまいりました。

しかしながら、急速な少子高齢化の進行や景気の低迷、国・地方を通じた厳しい財政状況でございます。国の経済財政運営と構造改革に関する基本方針の中でも税源移譲、国庫補助負担金改革、地方交付税など不透明な面も多く、その内容が十分示されておりませんので、そのようなことを踏まえ、今後、地区まわりについては検討の上、時期を考えたいと思います。

また、「小値賀町行政改革推進委員会」への諮問についてでございますが、現在、策定されております「小値賀町行政改革大綱」は平成十三年四月に策定され、見直しの時期にきておりますので、改定作業にかかる準備をしております。

議員もご承知のとおり、行政改革大綱の策定までには検討委員会や作業部会等により審議が行われ、その後、行政改革推進委員会への諮問となるようでございます。そのような様々な手順がございますので、それに基づいて進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） まず始めの、一般財源二十二億五千二百三十七万二千円のうち、経常的経費に充てているのが十九億一千三百万円ということでございます。これを差し引きますと、三億ちよつとでございますけれども、今の様な状況の中でですね、何も大きな削減、人件費の削減とかという大きな削減がない限り、大体このくらいの一一般財源があるとした場合に、十九億を引きますと、約三億五千万ぐらいですね。それでですね、さつき申し上げましたように、今年から地方交付税の大きな削減と、自主財源の減額、税収とかいろいろございますけれども……。そういうふうなことを考えた場合にですね、経常的経費に充てる財源がいっぱいいっぱい、政策的な経費にもっていくような、振興計画も立てられておりますけれども、毎年一億程度の一一般財源が必要だということでございます。

ですけれども、まだ他にですね、いろいろ災害があつて、大改修をせねばならないような施設の大補修とかですね、そういうようなものがあつた場合にですね、このようなことで黙って見ていいのかわかというところでございます。ですから、後

の計画をですね、あと三億つちゆうた場合に、地方交付税がどのくらい減るか知りませんが、もう減らなければいいんですけれども、今の状況の中では相当な交付税の減額になる。そして他の自主財源も多くは望めない。税金なんかは特に私は下がるんじゃないかなど。これは私はつきり知りませんがね……。

そういうふうなことで、財政が非常に厳しくなるんじゃないか。一般行政経費だけでの行政では活性化はできません。

そういうことですね、そういうふうなことについて町長は今後どういうふうな構想を立てられているのか。ちゆうのは、削減、人件費の削減といういろいろあります。ですから、どういうふうな計画・構想をもたれておるのかを一点ですね、それもお尋ねします。

それとですね、先ほど、小値賀町行政改革推進委員会の設置条例があるということですから、これは中身ですね、委員が三年なら三年という任期でありましてですね、条例そのものは生きてるわけです。ですから、新たな委員を任命してですね、委嘱すれば、行政改革推進委員会の会議は出来るわけです。条例が三年間で終わるんじゃないんです。ですから、そのところはですね、ただ、行政改革推進委員会があるということですね、本当に活かすと思えばですね、もう少しですね、三年で終わるからとか、今の人たちが任期がきておりませんのでちゆうことじゃなくて、作れば委員は出来るわけですから、そういうふうなことについても何か消極的じゃないか。今、こういうふうな行政改革委員会をですね、よその町村ではですよ、懇話会等いろいろな町民からの意見を聴いて、ちゃんとした諮問項目を上げてですね、聴いたり、また委員会の意見を出してもらって着々と設置目標を立ててですね、答申に関わるそれをしていこうという時期にですね、小値賀町の場合、行政改革推進委員会の条例の中の、年数がどうのこうのというだんじゃないと思うんです。そういうところについて、もう一回ご回答をお願いします。

それとですね、先ほど、「三位一体の改革がはっきりしないから、地区廻りは……。」ということではですね、国のそういうふうなものじゃなくて、実際の、小値賀町としての地区廻りをして住民の意見を聴く機会をもってですね、何ですか、「三月の予算編成後には必ず地区廻りをします。」ということですけど、予算の説明じゃないんです。そして、三位一体の改革の説明じゃないんです。住民がどのような考えを今の時期にもっているかということ、十分聴衆してですね、そして行政に反映させると、出来るものは早く、出来ないものは今から計画を立ててやるというような考えをもたないですね、国の三位一体の何だの問題じゃないんですよ！今現在の小値賀町は……。住民の皆さんみんな心配しておりますよ！やっていけ

るのかどうか？そういう時に町長、もう少し積極的にですね、住民の意見を十分聴衆し、そして行政改革に反映してほしい。大分、住民の皆さんは私たちの判らないところまで知恵をもった人もおります。話を聴いてみますとですね。そういうことをですね、十分住民の声を吸収してほしいということですので、ひとつその点答弁をお願いします。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 一点目につきましては、松永議員さんが言うことは十分に解っているつもりでございますが、『やっていける』というふうに考えております。

また、二点目の方につきましては、先ほど述べておりますが、改定作業にかかる今準備はしておりますので、「しない」ということは言っておりませんので、「今準備中ですので、お待ち下さい。」というふうに言っております。

三点目につきましては、私は前回の答弁書を持ってありますが、いろいろ機会がですね、何も無い場合には「二応廻ろう」ということでは言っておりませんが、先ほど、産業振興課の農林班ですね、戦後最大の改革であります品目横断的経営安定対策、それから米政策改革推進対策、それから農地、水、環境保全向上対策を内容とする『経営所得安定対策大綱』の説明を早くしなければいけないということで、そちらの方を先ずやるということでございます。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 先ほども私、初めの質問をするときにですね、「やっていけます。」ということですが、どういうふうにやっていけるのか具体的に説明をして下さい。

いつもですね、質問に対しては「やります。検討します。」では困るんです。

もう少し真面目に答弁して下さいよ。「やります。」では、どういうふうにするのか！

そして今、行政改革委員会についてもですね、「しないということじゃない。」と言うけれども、今の時期にですね、この設置した条例を、この時期に何で皆さんに委員会を新たに委嘱して、皆さんの意見を聴こうとしないのか！

私はもう本当に何を考えているのかと思えますよ。

それで、どういうふうにするんですか？財政についての収支計画については……。

もう少し具体的な答弁をお願いします。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

— 休憩 —
— 再開 —
午前 十時 四十九分 —
午前 十時 五十七分 —

町 長

議長（近藤一輝） 再開します。
町長（山田憲道） 再質問にお答えいたします。

行政改革大綱で今いろいろの組織とか簡素合理化などをですね、一応いろいろ今準備いたしておりますし、それによつてですね、諮問委員会にかけるといふことで、行政改革大綱というのが十三年の四月一日に出来てゐるわけですけども、それによつては、職員の見直し、それから三役・町議の報酬のカット、それから旅費のカット、それから昇給停止年齢の見直し、それから職員手当等の見直し、それから三役・町議の報酬のカット、それから旅費のカット、それから各種委員の手当等、それから各種団体への補助金の見直し、それから消耗品の総務課への一本化などをやっておりますが、今後とも職員の人件費につきましても、随時ですね、退職者が出るということ、今まで三年間のうちに約十名の方が退職しておりますけれども、十八年度から一名というふうですね、職員を減らしながらやるということ、ご理解していただければと思っております。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 今、町長がおっしゃったことはですね、今実際にもうやられてしまつて、今の予算の中に反映されていふと。そうした事態で財政状況は今こうなんです。今からやられるんじゃないかと、今までやられた中で一般財源がもういっばいいっばいのところまできておると。経常収支比率って言うんですか、あんまりそういうふうな指標は申し上げたくありませんけれども…。

ですから、今後ですね、どういうふうなプランを立ててですね、一つ一つ、職員の削減とか、いろいろありますけれども、もう自立して行くということが決まつてからですね、やっぱり思い切つたですね、町長の気持ちを皆さんに話してですね、そしてそれに協力してもらふようなことをしないとですね、今言われたことはもうやってきたことですよ！これからの計画をどう考えているのか。他の自治体においてはですね、収支改善対策、職員の削減などですね、新しい行政改革プランを立てて、そして積極的にそういうふうな機関にですね、町長の方から諮問してですね、そしてその答えをいただきながら皆さんの協力を得ながら進めていくということ、最近是非常に各自治体でそういうふうなあれが報道されております。この三

月の定例会にかけて各町村の議会の概要を見ますとですね、そういうふうなことを先ず掲げている自治体ばかりでございませぬ、小値賀町の場合ですね、今のところ、どういうふうな計画を立てて、どうしていくんだというふうなことがありません。ですから、これを黙ってこうして行くんですね、もうその時になってから、財政的に、「そんな時にやりましょう。」と言うてやったつちや間に合わんとですよ。ちゃんと前々もってそういうふうな計画を立ててやっていかんとですね。そうすると住民も納得するわけです。ですから、具体的な案をですね、さつき私が申し上げましたことについて一つ一つの考えを示して下さい。

それと、もう一つはですね、大体この前の議会の時に町長が言われた、「三月予算編成後に各地区を廻る。」という話でしたけれども、今になってみると、三位一体の改革とかいろいろで時期をもう少し先に延ばしたいということですね、大体ならば予算編成前にですね、地区を廻って行く、予算の説明つちゅうもんじゃなくて、皆さんの意見を聴衆してそれを反映させていくということですね、地区を廻って行く、予算の説明つちゅうもんじゃなくて、皆さんの意見を聴衆してそれを反映させていくということですね、その時期を先に延ばすつちゅうのがですね、皆さんみんな三月には予算編成されると地区を廻るよつちゅうようなことはみんな大体周知されとりますよ！そういうことについても、もう少しですね、早めに住民との対話をお願いしたいと。

それと、人件費の削減でございませぬけれども、財政シミュレーションを作成される折にですね、二十六年度までに十六人の削減計画がなされております。これは新陳代謝つちゅうことで、たまには若い人も入れていかんとですね、後で年寄りばかりになりますので、そういうことじゃなくてですね、もう少し思い切った、そして公共事業とか何とかが減つてですね、職員の今まで公共事業が多かった時の職員の廃止ということもありますし、これは十分町長の方で把握されとると思いましてその人員配置をされとるんでしようけれども、やっぱりもう少し思い切ったですね、今、現員を削減しなさいということじゃなくてですね、そういうふうなこともひとつ考えなければいけないんじゃないか。そうせんと、とても財政の一億幾らの、何年か先にですね、そういうふうな削減はやっぱり人件費をどうかしないかと、これは他のことではできないと、そして物件費、その他についてはいろいろですね、現在でも非常に努力されているようです。その削減についてですね。

ですけども、たまに見ます臨時職員とか業務委託職員の公募がちよいちよい『回覧』で回ってきますけども、そういうふうなこともですね、やっぱり職員を減らすということじゃなくて、今の現体制ですね、一生懸命やるといふような、そういうふうなあれも出してもらいたいと思えますので、最終的にひとつ計画的な財政プランですね、削減計画に対するプラン

をです、もう少し詳しく答えて下さい。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

今、職員の方です、いろいろな無駄な経費がないのかも一回です、再度洗い直してほしいということをおっしゃいます。そしてまた、職員の削減につきましても、年次計画と言うか、定年、それから勸奨条例によって辞める方もおられます、そういうことで随時ですね、今後やっていきたいと考えております。

それから、地区廻りにつきましては、十八年度予算につきましても、先ほど時間が無いということをおっしゃるわけですが、小値賀広報誌ですね、紙面のページ数を増やしても町民に解り易いような説明で十八年度の説明をさせていただきたいと思っておりますので、「廻らない」ということじゃなくてですね、状況がちよっと変わったものから、理解してほしいということをおっしゃいます。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 財政についてのですね、収支改善の数値目標を掲げるということ、今言う職員の削減目標ですね、それと職員の意識改革ですね、そういうふうなものを含めて、ひとつ大綱を策定していただきたいと思っております。

それと、地区廻りにつきましては、先ほど、町報で皆さんに随時知らせたいと。勿論、町報の中でいろいろと努力されて報道されておりますけれども、やはりですね、人間は手紙よりも直接会ってですね、やっぱり対話をするのが本当の意見が出るわけです。あれを見てわざわざ町長の所まで来てですね、いろいろあれに対して「どうです。こうです。」つちゆう人はあまりいないわけです。ですからですね、やっぱり住民の中に身体が入ってですね、そして意見を聴くということに努めていただきたいと思います。

それで最後に申し上げますけれども、ただ質問に対してですね、「やります。」では困るんです。やっぱり「こうこうしてやります。」ということをおっしゃる、明確な答弁をしていただかないと、相手の言ったことに対してそれに対する自分の気持ちは言わないで、ただ「やります。」では困るんです。

ですから、そういうふうなところをあれして、本当に急がれます。財政計画とかいろいろなことについてはですね、いよいよ逼迫しとるわけですから、財政が……。真剣に考えていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 松永議員さんのご指摘、十分に解っておりますので、そういうことで、「やります。やります。」というのを何回も言ったということで、非常に不愉快な思いをさせて誠に申し訳なく思っておりますけれども、もう少し時間をいただきたいと。そしてら全部、行政改革大綱、それから今後のですね、交付税等が決めればですね、いろいろと説明会等につきましてはやるということで、ご理解をいただきたいと思います。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 「終わります。」で、すみません。（笑い声あり）

あのですね、今、町長から言われましたから、ちよつともういっぺん話しておきたいんですけど、国の動向がびっしやりと決まってからつちゆうことじゃなくて、それでその結果が出てからつちゆうことじゃなくて、大体財政課長あたり勉強されてると思いますので、まあ総務課長もですね…。

ですから、ちゃんと行政をする上においては先取り・先取りをして体制を整えていかんと、決まってからでは困るわけです。決まらん前に予測して準備していかないといけませんので、その点ひとつよろしくお願いを申し上げます。

今度はこれで終わります。

議長（近藤一輝） 次に、七番・岩坪義光議員

七番（岩坪義光） 私は、認知症対策について町長に質問いたします。

本町の六十五歳以上の老人は千三百二十名で、高齢化率が三八・二％と、若年層人口の減少により増加している。同時に少子化も進んでいる。介護を要する高齢者の増加、介護の長期化、重度化、これらに加え、核家族化、共働き、老々介護により介護は大きな問題となっている。高齢者に関してまとめた全国統計で二万三千六百六十八件、これは高齢者の捜索願や一一〇番通報された件数で、想像以上に認知症のお年よりに関する件数が多いことに驚かされます。

認知症の高齢者は全国に約百七十万人と言われ、二〇三〇年には倍増することが予想されております。認知症は誰にも起こり得る病気と言える。認知症の人は物忘れが増えることによって日常生活に不安を覚えるようになり、精神的不安定になり自己管理が出来なくなる。また、同居する家族にとっても関係がうまく保てなくなり、疲れきって共倒れするケースも少

なくない。認知症対策は高齢社会を迎えるにとって今後の重要な課題の一つと言える。認知症の高齢者が徘徊したり、精神的不安定により事故に巻き込まれることもありうる。認知症への理解を深めるとともに、認知症の人が尊厳をもって暮らせる地域づくりが必要であると思われる。

そこで、町長に二点伺います。

一点目。徘徊する高齢者、精神的不安定の高齢者を地域の中でいち早く発見し、無事に保護することが重要なことと思う。そのために、地域の人々に認知症を正しく理解してもらい、認知症の高齢者の日々の暮らしに対する支援の輪を広げて地域全体で認知症の高齢者を支えるためのネットワークづくりに取り組んで、認知症の高齢者を地域住民が見守ることにより安心して暮らせる。地域全体で認知症の人や、その家族を支え合うという理念が必要であると思う。このネットワークづくりを町長はどのように考えるか伺います。

二点目。介護保険制度が改正され、新設された小規模多機能型居宅介護は、地域密着型サービスとして小規模で通いを中心としたサービスなどを日常生活圏域に配置し、住民の従来の住まいの延長として地域で要介護や認知症などの高齢者が従来の地域で住み続けることが出来るようにしていこうというものである。本町においてグループホームの検討がされていると思いますが、小規模多機能型をどのように考えるか町長に伺います。

再質問があれば、自席から行います。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 一番目の質問についてお答えします。

認知症の主なものは、記憶することと認知、つまり判断することの障害が合わさったものです。そのため、つい先ほどの記憶が無かったり、自分が今何をしているのか理解できなかつたりします。場合によっては、住み慣れたはずの家の近くで道に迷ったり、昼と夜が逆転したりします。一般的に徘徊と言いますが、本当は家の近くで道に迷って家を一生懸命探し回っていることが多いようです。

ご質問の、「認知症についての町民への理解」の件ですが、年をとれば身体が衰えるように脳の機能も衰え、誰でも認知症という病気になる可能性があり、恥ずかしい病気ではないことを町民の皆様を理解していただくとともに、この病気を受け入れ、みんなで見守るような地域づくりが必要であると考えております。そのために、「認知症講演会」を今月の十二日

(日曜日)に福祉センターで開催する予定といたしておりますので、是非、議員の皆様も参加していただきたいと考えております。

また、認知症の介護者の集い「ほほえみ会」を二ヶ月に一回、高齢者全般に関する「サービス調整会議」及び医療面での「さくら会」を毎月開催しており、認知症を含めた医療から介護サービス及び家族の悩み等の解決に活かしております。

次に、「徘徊の通報、ネットワークづくり」の件ですが、小値賀町の場合、近所付き合いもまだまだ多く、ほとんどの人が顔見知りなので、何かあれば家族か近所の人が気づいて情報が入りますので、行政としては次のことを行っていきたいと考えております。

認知症高齢者の把握をすることで、特に一人住まいの認知症の方の把握をすること、その結果、それぞれのケースを検討した上で、どのように対応したほうが良いか。場合によっては家族の理解を得た上で、周りの人の協力を得ることができないのではないかと思います。また、介護保険による各種サービスと組み合わせることにより、症状が進まないようにすることも必要であると思います。つまり、新たなネットワークをつくるのではなく、既にある近所付き合いとか民生委員、地区会長、郵便局員、生活用品の配達員などの協力を仰ぐことにより、より効果のある形が作られるものと考えております。

二番目の質問についてお答えいたします。

小規模多機能居宅介護は、一つの施設で「通い」を中心として、利用者の様子や希望に応じて、「訪問」や「泊まり」を組み合わせることににより、状態が中度、重度になっても、住み慣れた自宅において生活することを支えるための施設であると理解しております。現在、既に各個人ごとの介護サービスの計画を立てる中で、必要な方にはデイサービス、訪問介護及びショートステイなどのサービスを組み合わせた介護を提供しており、ご質問の、「小規模多機能居宅介護の導入」に関しては、これから研究していく必要があると考えられます。また、泊まりのサービスもあることから、単独施設での経営は難しく、特別養護老人ホームとかグループホームなどの核となる施設と組み合わせることが必要であると考えております。

以上です。

議長(近藤一輝) 岩坪議員

七番(岩坪義光) 第一点目の、ネットワークづくりですけれども、今、町長の発言によりますと、結局、小値賀あたりは田舎で近所付き合いが多いから確たるネットワークづくりつつちゅうようなものは作らなくてもよいような言い方をしました

けども、それは私はしつかりしたネットワークづくりつち言うより、ある程度の周りで支え合うつちゆう精神的な関係のあはれは作るべきだと思います。

と言うのは、本町でも、これはやっぱり近所付き合いがあるけんこういうふうに見えられると思いますけども、夜に徘徊している人とか、または自分で薬を管理できなくていっぺんに飲んでしまうとか、そういう事例があつてるわけですよ。だから、たまたまそれも近所の人や知った人が見つけたからいいわけで、やっぱりそういうふうなことを考えると、地域の人に認知症の人がある程度理解してもらつて、そしてある程度地域の目で支え合うつちゆうことをある程度築いていかないと、小値賀もいずれは高齢者が増えるけん、若い人が少なくなると都会のように一人暮らしで亡くなって見つかつたとか、そういうことが起こりかねないとも考えられないわけです。

だから、私はある程度の地域と密着したそういうふうなネットワークつちゆうかね、そういうのをある程度構築した方がいいんじゃないかと思つております。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 先ほどから言つてるわけですが、「ほほえみ会」とかですよ、その「さくら会」とか、保健福祉の関係でいろいろ今やつてるわけでございますので、一応家族の方もですね、オープンに出来る方と、それからちよつと隠したりいろいろする方もおられますので、今後、家族の理解を得ながら今後とも検討していきたくと思つております。

議長（近藤一輝） 岩坪議員

七番（岩坪義光） 一応、町長が検討していきたくと思つておりますけども、緊急の場合もこういうこつは生きてくるわけですから、認知症の方ばかりじゃありませんけども、そういう介護を受けてる方あたりにもプラスになつてくると思つたので、その人たちの目線でやっぱりいろいろ考えていただきたいと思つた。

それで、二点目に入ります。二点目の、小規模多機能型の件ですけども、小値賀でもやっぱり認知症である程度介護しながら悩んでいる方がおります。やっぱりその人たちに聞けば、住み慣れた自分の家である程度介護したいという考えをもつておりますけども、これが二十四時間介護ですよ。すると、間中ではヘルパーの方が来てくれたりなんですか、でも、我々から想像つかないようなやっぱり精神的な圧力つちゆうかな？そういうなつが介護している方にはきております。

そのためにも、やっぱり通所を兼ねたこういう小規模介護つちゆうとは小値賀に密着した介護じゃないかと思つておりま

すので、今後益々そういうふうな増える認知症や一人暮らしの高齢者を支えるためにも考えていただきたいと思えます。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） この認知症につきましても、小規模多機能につきましても、今、グループホームを私が作りたいというところでいろいろやったわけでございますけれども、その中で昨年のですね、六月いっぱい小値賀町の社協の会長を、町長がなるのがちょっとおかしいということと辞めてですね、その折に、グループホームと小規模多機能の建設をですね、検討してほしいということをお願いを今いたしているところでございます。三月の理事会です、認知症いろいろの問題につきましても、理事の皆様はやはり必要性は認めておりますが、この小規模多機能の分につきましては今後そういう施設を研修してですね、最終的には決めたいということと申しております、お知らせをいたしておきます。

それから、家族の方が二十四時間で大変だろうというの私も経験者として十分に解っているつもりでございます。

そういうことで、今後とも社協、それから住民課、福祉いろいろと相談しながらですね、やりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（近藤一輝） 次に、三番・小辻隆治郎議員

三番（小辻隆治郎） 私は教育長にお伺いします。

町内の文化財の保護と活用について。

小値賀町は非常に悠久な歴史及び文化をもっております。現存する日本最古の歴史書、これは七一二年に作成されたものですが、『古事記』には、五島列島を「知訶島」と称しております。ほぼ同時期の「肥前風土記」には、景行天皇が「この島は遠いが、近くに見えるので『近島』と呼ぶ」と地名の起源を伝えております。更に続けて、「はじめの島の名を『小近』といい、次の島の名を『大近』という」と記しておりますけれども、中世期以降は現在使用している文字に変わっております。ただ、中世期の小値賀は、宇久島、小値賀島、中通島、若松島、日の島及びその属島までの範囲を言い、大値賀は、奈留島、久賀島、樺島、福江島とその属島を指しておりました。

そうして古墳時代の遺跡について言えば、五島列島に分布する遺跡総数の実に約半数が小値賀町管内に集中しております。その結果、総じて五島列島の古墳時代から古代の遺跡は、小値賀島と福江島に分布の中心が認められ、小値賀島を中心とする「小近」と、福江島を中心とする「大近」という二極構造が想定されております。

したがって、「小近」がそのまま小値賀町の呼称とされたことに我々は町名の深い歴史性と文化性を認識しなければいけないと考えます。

それでは質問に移ります。

第一点。町内の文化財として現在三十一点が指定されておりますが、なお文化財として価値を有するものも在るのではないか。調査する意向はないかお伺いします。

二点目。とりわけ、沖神嶋神社は老朽化が激しく、現在の状況のまま推移すれば、いずれは崩壊する可能性が高い。有効な方策はないかお伺いします。

三点目。沖神嶋神社の側に位置する王位石は、古来、信仰の対象となり、むしろ当神社は、これを祭るためのものではないのかという学説も在るほどの記念物であります。これを顕彰するための方策はないかお伺いします。

四点目。今、地方は過疎化の波をもろに受けて、伝承すべき文化もこれを維持することが大変困難になっております。歴史は文化の積み重ねであり、歴史を学ぶことは文化を知ることになります。先祖の営為を知ることであります。文化財の道標がなかったり、説明文が不明になったり、説明不足の点もずいぶん散見されます。もっと充実した対策をとる必要があるのではないのかお伺いいたします。

再質問は自席から行います。

議長（近藤一輝） 教 育 長
教育長（巖 充也） お答えします。

現在、町が指定している文化財は、小辻議員が言われたとおり三十一件でございます。参考までに、国の指定が「斑島のポットホール」一ヶ所と、県指定として「野首教会」を含んで六件がございます。

ご質問の、今後新たに調査する意向はないかとのことですが、町文化財調査委員会と協議して対応していきたいと思いません。

二番目の、野崎島に在る沖神嶋神社については、私も先月十八日に私用で神嶋神社と王位石を見て来ました。確かに神社は老朽化が進んでいると思います。神嶋神社の記録によると、西暦七〇四年の創建となっております。

現在、沖神嶋神社の所有は「宗教法人神嶋神社」となっているそうです。代表役員が六社神社神官の吉野氏で、責任役員

として宮総代が数名いると聞いております。また、維持管理については、現状においては役員、氏子の方々になるかと思えます。公の維持管理が行われるには、国・県・町の指定を受ける必要があるかと思われまます。その手続きとしては、所有者側の法的な制約や協議、指定する側からは、建物の文化的な価値の判断や文化財としての活用、保存等、各種の課題が考えられます。今後、専門家や調査委員会等と協議していききたいと思います。

王位石については、先ほど延べました沖神嶋神社略記の中に、神嶋神社建立時には既に存在していたようです。王位石に関する記録が正確には未だ見つかっていないのが現状です。今後の課題にさせていただきます。

四番目の質問について、私も町内に存在する各種の文化財を知らせる案内板等が充実されているかについては疑問を感じております。見る側の立場、町内であれば子供から大人まで、また観光で当町を訪れた方や、外国人の方も含めて考える必要があるかと思えます。また、観光協会等とも協議し、より内容の濃いものが作ればと思います。しかし、それなりの予算が伴います。町長部局との協議を含め、調査委員会とも協議して対応していききたいと思います。

以上です。

議長（近藤一輝） 小辻議員

三番（小辻隆治郎） 一点目の、「調査する意向はないか」というお答えですけども、一応今後そういうものがあつたら対応していききたいということですね。

一例をちよつと挙げたいと思います。

膳所城、膳所城ご存知でしょうけども、これは源定公ゆかりの居城です。近くにはです、定公の墓所とされる経崎山墳墓群や、そして源定公が新田造成に犠牲となった多数の牛を供養する『牛の塔』も文化財になっております。

また、浄善寺には定公が奉納したと伝えられる念持仏、これも町の文化財に指定されております。膳所城は元々藤将軍というお方が先に居住されて、その後に源定公がこれを占拠したという伝説がありますけども、それについては文化財としての価値があるのではないかと私は考えるんですけども、これは教育長はどういうふうにお考えでしょうか。

議長（近藤一輝） 教育長

教育長（巖 充也） 最初にお答えしました、「今後、調査委員会と検討してまいります。」という中で、一応担当の方が既に何点か町の文化財としての価値のあるものとして幾つか調べをしております。膳所城はその中に一応入っております。

そういうものを含めて今後はですね、調査委員会と協議をして対応していきたいというふうを考えております。

議長（近藤一輝） 小辻議員

三番（小辻隆治郎） どういう基準で文化財にするのか文化財調査委員会が決めるんですけども、我々素人の考えによれば、先ず小値賀が東西に分離しておつてそれを融合させた特別の功績をもつ源定公の居城ですから、なんか価値があるように見えます。調査の方はひとつよろしく願ひして、次の質問に移ります。

沖神嶋神社が確かに神社庁の所有になつていてということとは解ります。そしてそのことが政教分離の原則で自治体としてはなかなかこれを保護することは難しい。今、教育長さんがおっしゃったように、これを文化財と見ればどうにか考える余地はあるかなということですね。

町文化財保護条例の第十二条三項には、「町として費用の一部又は全部負担」の規定がありますけども、この規定は文化財が修理を要する場合、管理者に代わつて費用を町が負担するというものでしょうか？

議長（近藤一輝） 教育長

教育長（巖 充也） 最初の神嶋神社の、その文化的な価値のことについてはですね、まだ明確ではないんですが、十八年度に、現在、野崎の教会の保存等について県の方と今協議をしているところで、調査を予定しております。もし、その際、時間的な余裕があれば、神嶋神社も見えていただく。来られる方は、県の文化財審議委員会の委員さんで、建物の評価が出来る方だと聞いております。そういうことも含めてちょっと専門家の方のご意見等もみていただければと思っております。

それから、維持・修理関係はですね、これは当然この条例を受けて町の指定、若しくは県とか国の指定までも入りませんが、それなりの指定がない限りは公の費用を投入するということは非常に難しいことだと思ひます。逆に言いますと、町の指定を受ければ、ただし、これも予算の範囲があるかと思ひますので、町長部局等とも相談して対応するようになるかと思ひます。

議長（近藤一輝） 小辻議員

三番（小辻隆治郎） もう一度念をおします。

補修に関しては、町が文化財と指定されれば、町自らがそれを補修するということですね。いいですね。

議長（近藤一輝） 教育長

教育長（巖 充也） 管理はですね、教育委員会がその窓口になろうかと思うんですが、予算の権限というのは町長部局になりますので、当然町と調整をですね、やるのが現状かなというふうに考えます。現実的には行政側が管理をするようになるかと思えます。

議長（近藤一輝） 小辻議員

三番（小辻隆治郎） 解りました。

沖神嶋神社についてはですね、ご存知のように、伝承によれば創建が七〇四年、以来、千三百年の歴史をもって主祭神は鴨分一速王であります。一速王は大和タケルの子とも、平戸志々伎神社の祭神、十城別王とは兄弟だそうです。

平戸市内に七郎神社という神社がありますけども、これらの祭神は十城別王の武将でありました。これらの神社と相前後してですね、五島列島に四社、一寺が次々と創建されました。また、呼子沖加部島の田島神社、福岡の志摩半島の志々伎神社も相次いで創建されました。これは何なのか。それはですね、朝鮮半島との政治的緊張関係が背景にあったとの指摘があります。神宮皇后の三韓出兵、白村江敗戦等、当時の大和朝廷は朝鮮半島と戦争状態にあったためという指摘であります。言わば、これらの神社はですね、朝鮮半島の攻撃に対する前線基地のような立場にあったのではないかと想像ができます。そういう歴史性を帯びるですね、沖神嶋神社の社殿もですね、このままほっとけば倒壊、十月ぐらいに見に行きましたけども、軒が少し外れとってそして左の台所の側はもう根太が腐っているという状況でありました。

是非とも文化財としての価値があるか、野崎の教会のついでにということなんですけども、ついでじゃなくてですね、非常にそういう歴史性をもったものについては積極的に調査をして、そして能動的に解決をしてもらいたいと考えますけども、これはどうでしょうか？

議長（近藤一輝） 教育長

教育長（巖 充也） お答えします。

沖神嶋神社の建物そのものがですね、七〇四年に今の建物が建ったということではないようです。『創建』という言葉がですね、その時に建ったということじゃなくて、今の記録でいけば多分野崎の沖神嶋神社と前方にある神嶋神社が分かれたという、その記録で、その当時に現在の建物が建てられたという記録は未だ無いそうでございます。

前の神官でありました岩坪さんが、それぞれ改修とか何かをしたときの記録が神嶋神社にあるというような話を担当は聞

いておりましたけども、現実、神嶋神社を調査したときにはですね、その記録が、『御札』と言いますかね、棟上をしたときの御札かなんかあるそうです。それが無いそうです。

それで、今の建物が現実にいつ建てられたのかという記録がですね、定かではないというのが現状でございます。その辺を踏まえてですね、もう一つは、現在、そういう建物を正確に判定が出来るというのがですね、町の調査委員会の中にはいらっしやらないというのが実情だというふうに聞いております。

今回、県の方から来ていただく方はそういう見識のある方、大学の教授だそうでございますので、そういう方が来ていただいたときを有効に活用してですね、神嶋神社の社殿、それから町内にもいくつかそういう調査をしたいという物件があるようでございますので、担当と調整をしてですね、諮っていきたいというふうに考えております。

議長（近藤一輝） 小辻議員

三番（小辻隆治郎） 解りました。

神嶋神社は伝承に基づきますので、現実的なものはどうかはちよつと答えようがないというところでしよう。それでは、次に移ります。

王位石についても今後の課題としたいということですけども、一応王位石も昔から信仰の対象になっていると。それでお山に登るとかいう形で今でも年に一回か行っておりますけども、鳥居の形をしてですね、両方の支柱は自然石ですけども、上の笠石は人為的のものというのがどうも定説なようであります。なぜこのようなものを築造したのか。そしてこれを造った権力をもった人はどういう人物やったのか。そういうことには非常に興味が引かれるところだと思えます。

また、王位石の背後にはですね、見て判るとおり石だらけなんです。あの石だらけはですね、一速王の陵墓であったという伝えもあります。ですから、是非この辺もですね、調査をしてもらいたいと思えますけども、その点についてはどうでしょう。

議長（近藤一輝） 教育長

教育長（巖 充也） 神嶋神社の記録によりますと、先ほど小辻議員がおっしゃった『湧出大神』というような神として祭られたというような記録も一部はございます。ただ、記録としてですね、正確なものが残っているかという点ですね、私どもも今そこまでは調査が進んでおりませんが、一部聞いているところでは非常にそういう資料が少ないと。また非常に無

いというようなことを聞いております。これを本格的に調査をするということになると、今度はかなり大々的に費用もかかりますし、それなりの専門家の方をお呼びして調査をしなきゃいけないというふうになるうかと思えます。

ただ、これは当然私どもの『文化財調査委員会』という組織がございます。調査をする機関でございますので、そういうところとですね、これからは協議を重ねて対応を考えていきたいというふうに思っています。

議長（近藤一輝） 小辻議員

三番（小辻隆治郎） 今、専門家と、そして結構なお金がかかるという話ですけども、専門家は非常に優秀な人材が小値賀町の教育委員会にもおりますから、ひとつあまり費用をかけないで調べるだけのことは前向きに調べてもらいたいと思いません。

それでは、次の質問に移ります。

今、教育長さんがおっしゃったように、いろいろ感じておられますように、ちよつと不満足な点がずいぶんあったと思います。それについてはですね、ともかく文化財を後世のために保存・伝承していくというのが我々の責務じゃないかと思えます。

先ほど言ったように、小値賀町の『町名』の由来からすればですね、設置忘れとか、説明不足とか、説明文が不明になっているとか、それを看過することは後世に伝承するという面から見ると、ちよつと物足りないとか、そういう面があると思います。文化財をもっと身近かにですね、体験できるような形に、目の前においていくような工夫・努力が少し足りないのではないかと思いますけども、もう一回そういうことは注意して、そしてそれについての対策についてはどうお考えですか？

議長（近藤一輝） 教育長

教育長（巖 充也） 先ほどお答えしましたけども、現在、町の文化財そのものですね、いろんな表示の仕方というのが十分ではないということは私自身も認識はしております。これは先の、議会の方でも町長がですね、そういう観光と兼ねた町の重要な、また後世に伝えるようなものをですね、いろんな形で町民の方、若しくは島外から来られる方たちにもですね、どんどん提供していくことは必要だと考えます。

当然、この調査委員会がそういう役割を担っております。これは単に私どもだけでやる話ではなくて、他の関係機関、今一つの例で言えば小中高一貫教育の中に『遣未来史学』というものを、これは小値賀の伝統とかそういう歴史を学ぼうとい

うことも含めて考えております。いろんな関係の方ですね、やはり協議をして、それで有効な、尚且つ島外者も含めて、場合によっては外国の方も含めた中ですね、そういう案内の仕方というのがあろうかと思えますので、これは私どもだけの一考え方ではなくて、関係するところと調整をする必要があるかと思えます。

当然そこにはまた先ほども言いました予算的なものも入ってきます。外注するだけではなくて、自分たちの手作りということも一つの方法かと考えますので、そういうことを含めてですね、今後考えていきたいというふうに思っています。

議長（近藤一輝） 小辻議員

三番（小辻隆治郎） 今、小中高一貫の中で、『遺未来史学』ですか、その中で小値賀の歴史を教えていくということは実際今でも高校あたりでやつとるらしいんです。非常にいいことだと思います。どんどん進めてください。

先日、歴史民俗資料館の十五周年記念の行事がありました。町外の学者とか関係者に多数参加してもらってですね、大変賑わいをみせました。小値賀の歴史に光を当てるという意味で非常にいい企画だったと思います。

また、最近、公民館の婦人学級で、『故郷探訪』と称してですね、史跡めぐりという企画がなされましたが、非常に私の立場から言えば喜ばしいと思います。このように小値賀の歴史をどんどん知る企画を出してほしいと思います。

最後にですね、仮に『文化財』と認定されればですね、認定されてないやつがですね、今認定されている文化財でも結構です。その維持補修にはですね、先ほど教育長も何回もおっしゃるとおり多額の資金を必要とします。この資金をですね、町の財政からではなくて、町内及び町外の小値賀出身者の方にですね、数年に亘って結構ですけども、寄附行為を募るということも一方じゃないかと考えるんですけども、これは私個人の意見なんですけども、これについてはどのようにご判断されますか？

議長（近藤一輝） 教育長

教育長（巖 充也） 私自身もですね、今の町の財政状況を見ますと、非常に苦しいというのは解ります。

当然、島内だけじゃなくて島外から来られた方もですね、そういう歴史的なものに触れるということで、例えば野崎の教会に入られた方がですね、そういう傷んでいる状況を見ながら『寄附』ということも考えていいんじゃないかというような声も、投書もいただきました。それを含めて我々も広く島内外の方にですね、そういうものを訴えて善意をいただければというふうには考えております。

それは今後検討させていただきたいと思えます。

議長（近藤一輝） 小辻議員

三番（小辻隆治郎） 解りました。

今の提案はですね、内外の小値賀の人たちですね、心を一つになる一環と思えば、ちよつと有効じゃないかなと、自分ながらいいアイデアと思っております。

これで私の質問を終わります。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	五十九分	—
—	再開	午後	一時	二十七分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

八番（伊藤忠之） 私は、「担い手公社」の経営の見直しについて、町長にお伺いをいたします。

本町の担い手公社は、農業振興を図るために営農組織、中核的農業者、新規就農者の育成、農地の流動化、農作業の受託等、次代を担う担い手の育成や農業生産基盤の充実を推進する担い手型の農業公社として、平成十三年に本町の農業振興のために設立されたところであります。

しかしながら、本町の担い手公社は財団法人であることから、民法法人、つまり公益法人であり、地域の農地保有化としての管理耕作を行うことは出来るが、地域担い手としての農業経営を行うことは制度的に認められておりません。国や県からの指導などで公益法人では収益事業を行うのが難しく、また担い手等の農業者が受けられる助成金、奨励金等が受けられないことや、農業災害補償制度の農作物共済などにも加入できないなどの問題があります。このような問題を解決するために、公社の機能を分離して新たに農業生産法人を設立する動きが出てきております。

そのような中で、平成十二年に農地法の一部が改正されて、地方公共団体が農業生産法人を設立してその構成員になれることとなり、農業者が高齢化し、農業者自体が農地の管理耕作が難しくなり、公社の農地管理耕作が増えていることや、市町村合併や財政逼迫の中で市町村からの助成金の削減傾向にあり、農業公社の統廃合や農作業部門の分社化などの事業の見直しが全国的な動きとなっております。

そこで私は、現在の担い手公社の経営体制を次代を担う中核的農業者、新規就農者の育成部門と農業生産を法人化して収益事業を行うことが出来る農作業部門と分社化することで、担い手を育成しながら農業経営、つまりコスト意識を高めることによつて農地を守り、生産収益を上げることにより公社等の経営の健全化が図られるのではないかと。

そこで、町長に二点お伺いをいたします。

一点目。公社の機能を分離して新たに農業生産法人化とすることを町長はどのように捉えているのかお伺いをいたします。二点目。農業生産を法人化するためには、関係者への事前説明や事務手続など、いろいろと手順があると思われるが、農業生産法人の設立が可能かどうか。

また、設立が可能な場合の留意点と、作業計画をどのように進めていくのかお伺いをいたします。なお、再質問があれば自席にて行います。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 伊藤議員の質問にお答えいたします。

財団法人小値賀町担い手公社の運営につきましては、私も含め八名の理事において行われておりますので、町長として担い手公社の経営の見直しについて「こうしなさい」と決める立場ではありませんが、現在の公益法人に関する動きも含めてお答えいたします。

ご存知のとおり、財団法人小値賀町担い手公社は、地域の特性と資源を活かした農業振興を図るため、地域内外一体となつて、次代を担う担い手の育成及び農業生産基盤の充実を推進し、農業の総合的な発展と生産性の高い農業の確立に寄与することを目的に、平成十三年三月二十八日に設立登記されたものであります。

公社の行う事業としては、農業の担い手育成及び確保事業、農地の保全及び管理事業、農作業の支援及び受託事業、新規作目の試験栽培及び普及事業、育苗及び管理栽培事業等、十の事業を実施することとしており、いわゆる「総合型」の農業公社で、公益法人として位置づけられております。

現在の担い手型農業公社は、農地保有合理化法人として、中間保有している農地を「担い手」に継承するまでの間、管理のための耕作『管理耕作』を行うことはできますが、公益法人であり、地域の担い手として農業経営を行うことは制度的に認められていませんし、管理耕作では担い手等の農業者が受けられる助成金、奨励金等が受けられないこと等の問題があり

ます。これらの解決のために、公社の機能を分離して新しい農業生産法人を設立する動きが全国的にあることはご存知のとおりであります。

加えて、政府においては、現在公益法人制度の改革について法案の作成が行われております。この法案の内容については、現行の公益法人の設立に係る許可主義を改め、法人格の取得と公益性の判断を分離することとし、公益性の有無に関らず、登記により簡便に設立できる一般的な非営利法人制度を創設するとともに、各官庁が裁量により公益法人の設立許可等を行う主務官庁制を抜本的に見直し、民間有識者からなる第三者委員会の意見に基づき、一般的な非営利法人について公益性を判断する仕組みが創設することとされています。

この制度は、平成二十年度からスタートされると予想されており、公益法人が多い各地の総合型担い手公社においては、このことから公社経営分社化の動きが加速されるものと考えられます。

一番目の、公社の機能を分離して新たに農業生産法人化をすることをどのように捉えているかということにつきましては、先ほど説明しました担い手型農業公社の制度、公益法人の制度改正を踏まえて、現在、担い手公社で行っている事業の中の非営利事業・営利事業を区別してみると、非営利事業としては、第一に農業の担い手育成及び確保事業、第二に農地の保全及び管理事業、第三に農作業の支援及び受託事業、第四に新規作目の試験栽培及び普及事業、第五に担い手公社の広報事業、第六にその他、公社の目的を達成するために必要な事業の六つの事業があります。

また、営利事業としては、第一に農作物の加工販売事業、第二に育苗及び管理栽培事業、第三にゆうきセンター管理運営事業、第四に町からの委託事業の四つの事業分けが考えられます。

公社の機能を分離して新たに農業生産法人化をすれば、これらの営利事業として捉えられてもおかしくない四つの事業について、公社の機能を分離して新たな農業生産法人で事業を行った方が良いのではないかと考えられます。

また、分離して農業生産法人化を設立することには、生産物に付加価値をつける・作業の質を高める・経営の意識をもって事業に取り組む・助成金、交付金も受けられる等のメリットもありますが、公社時代とは違い、常に経営面の不安が伴うこともあり、公社の機能を分離して新たに農業生産法人化をすることは、慎重に協議していく必要があると思います。

二番目の農業生産法人の設立が可能か。また、可能な場合の留意点と作業計画（業務の仕分け）をどのように進めていくのかについてですが、現在、担い手公社で行っている業務内容を見直し、今後公社が担うべき業務を検討し、管理耕作部門

について、農業経営を行う事業体へ発展させることが適切であると判断した場合は、「担い手」として制度的に認められている農業生産法人に分社化させることは可能であります。その場合、農業生産法人としての法人形態要件、構成員の要件、事業要件をクリアしなければなりません。

法人化設立の留意点としましては、第一に農業生産法人設立に当り、法人の種類、出資、構成員、定款などの検討。第二に設立する生産法人と現担い手公社の事業内容の仕分け方の検討。第三に生産法人運営にあたり、人事、給与体系、勤務体系等の検討。第四に決算で黒字を出せるような生産法人の経営計画を立てることなどが考えられます。

業務の仕分けについては、先ほど申し上げましたとおり、現在、公社事業として行っている十の事業のうち、営利事業の育苗及び管理栽培事業等、四つの事業について生産法人に担わせた方が良いと思われます。公社の機能を分離して新たに農業生産法人を設立するか。または、現在の公社のままで経理を営利部門、非営利部門と明確に分けて事業を行うかが考えられます。非営利法人の新しい制度がスタートする平成二十年度までには県や関係機関の指導を受けて、どの方法で事業を行うっていくかを、今後、公社理事会において検討していただきたいと思っております。

以上です。
議長（近藤一輝） 伊藤議員

八番（伊藤忠之） 町長には一点目の質問の中で、いろいろ問題があつてですね、慎重に検討していきたいという返事がありましたけども、先ほど、町長が所信表明の中でも言われたとおり、国は経営所得安定対策事業などが今度大幅に農業政策が変更になりました、所謂今まで全農家を対象として助成をしておりましたけども、これからは大規模農家、そしてまた農業法人などの大きな担い手を対象として重点的に助成を行うということでありますので、これが国が決定をしてまとめております。

そういうことになりますと、本町の小規模農家、しかも限られた農地の中での小さい農業を行うためには、ある程度法人化するか、それとも認定農業者を広く集めて営農集落にするかという問題もあります。そうしないと、これからの小規模農家は非常に経営的に難しくなってくる状態だと思っております。そういう中で、私は担い手公社を分社化して出来れば法人化していただきたいと思っております。そしてですね、町長が先ほども言いましたけども、慎重に検討をしたいということがありました。

それで二点目の、それに対しての留意点ですけども、先ほど四点ほどの答弁がありましたけども、担い手公社を法人化するためには、例えば出資金とか、構成員の人事、給与問題等もいろいろありますけども、結局は収益法人をするためには、やっぱり利益を上げるのが最終的な目的でありますので、決算で黒字を出さなければですね、法人化の意味がありません。現在、担い手公社が行っておりますゆうきセンターとか、今年から公社に労務班を設置しまして町の事業関係の松くい虫関連の事業とか、農作業の受託とか、それからまた民間からの受託を受けてそれなりに今のところ頑張っておる状態ですけども、それではまだまだ足りないと思っております。

そこで、町長も言われたとおりに、担い手公社を総合型公社として広げた場合にですね、今まで行った事業よりも別に幅広く考えた場合に他の事業を取り入れるというか、その中に編入する方法はないのか。そういう考えはないのか伺いたいと思います。

それと、作業計画、また業務の仕分けについては、先ほど、大体十個ぐらいの仕事の内容の説明がありましたけども、これはですね、いずれにしても全国農地保有合理化協会という協会がありまして、その中の資料では全国的に五つの法人が設立されておりまして。その中で、この法人の中でも半数はですね、例えば法人化を検討して、そして立ち上げるまでには協議検討して大体二年間ぐらいの時間がかかっております。そういうことを踏まえてですね、例えば、先ほど町長が言われたとおりに、長崎県が二十年度からスタートすることになれば、五つの公社が約二年間かかっておりますので、二十年度スタートするためにはもう十八年度から思い切って視察・研修及び協議・検討会を立ち上げてですね、早急にやらなければ二十年度には間に合わないんじゃないかと思えますけども、そこら辺の考え方を伺います。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

近々、経営所得安定対策大綱の説明をですね、役員いろいろ集めまして県の方から説明会が開催される予定になっておりますので、どういうふうになるのか、それはちよっと今の時点では私も詳しいことは存じておりません。

ただ、担い手公社につきましては、二十年度からスタートするというふうには聞いておりますので、十八年度ぐらいから町といたしても本腰を入れて、また県、それから関係機関、それから理事会においてですね、理事の皆さんといろいろと検討してやりたいと考えております。

議長（近藤一輝） 伊藤議員

八番（伊藤忠之） 最後になりますけども、いずれにしてもこの担い手公社から分離して農業法人を立てられるということ、公社としての経営としてはまた違う場面になりますので、そういうことになる、やっぱり経営にちよつと不安が残るようなデメリットも当然考えるべきであります。

しかし、それ以上にですね、法人化することによってメリットもかなり多くあると私は思っております。そういうことも踏まえてですね、これから農業委員会とも深い係わり合いがありますので、農業委員会とか、そしてまた法人化することによって、例えば税制の特例等もありますので、ひとつ十分な期間をおいて、そして協議して、私なりに農業法人を立ち上げていただければと思っております。

最後に、町長にお伺いをして終わりたいと思います。

議長（近藤一輝） 町長

町長（山田憲道） お答えいたします。

分離化するか、それから営利部門と非営利部門を明確に分けるか、いろいろな方法があるとは思いますが、県の説明を聞きながら、勿論、関係機関、農業委員会もあるわけでございますけれども、公社理事会としてもですね、まだもう少し時間がございまして、十八年度いっぱい検討をしようとするかというのは決めていきたいと考えております。

議長（近藤一輝） これで一般質問を終わります。

日程第五、議案第一号、野崎島自然学塾村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興課長

産業振興課長（筒井英敏） 議案第一号、野崎島自然学塾村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

本案は、平成十七年十二月制定された小値賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例を受けて、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条例改正案の内容についてご説明いたします。

条例案の「新旧対照表」を添付いたしております。

傍線を引いている箇所が改正部分でございますので、参考にしていただきたいと思います。

第三条から第八条までを削り、第九条中の見出し中「承認」を「許可」に改め、同条中「町長」を「指定管理者」に改め、同条を第十二条とし、第十条を第十三条とし、第二条の次に次の九条を加えるものとございます。

第三条は、施設の管理を定めており、管理を指定管理者に行わせることができるというものとございます。

第四条は、指定管理者が行う業務を定めております。

第五条は、休村をすることができるとを定めております。

第六条は、利用料金を定めております。

第七条は、利用料金の減免を定めております。

第八条は、利用者を定めております。

第九条は、利用の許可を定めております。

第十条は、利用者の遵守事項及び指定管理者の指示を定めております。

第十一条は、損害賠償を定めております。

附則といたしまして、施行期日は平成十八年四月一日から施行するというところでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

加山議員

一番（加山雅徳） 利用料金の、第六条の中で、「利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。」

ということ、例えば、指定管理者が公募をかけて決まった場合ですね、今、学塾村の振興計画の中でも改修等々が契約されるところですが、仮に、決まった場合に、こういう施設の改修等々については利用料金をその管理者がいただくということになれば、そこら辺のところはどういうふうにされるわけですか？

議長（近藤一輝） 産業振興課長

産業振興課長（筒井英敏） お答えいたします。

これが公募に「よるか・よらないか」ということで、これを議決いただいた後に決めたいとは思っておりますけども、料金は受けたところに入るということでございますけども、修理関係については、また『協定』等を結ぶこととなりますので、その中で簡易な部分については受けたところにお願いしようかなという考えはもっております。

ただ、大規模な改修になります時は、建物が町の財産でございますので、そこら辺は町の方でやらなければならないというふうに思っております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

加山議員

一番（加山雅徳） 今の答弁ですと、要するに、指定管理者と話し合いながらやるということと理解しとってよろしいんですかね？再度…。

それと、もう一点。この公募をかける場合ですね、この指定管理者制度のうちゅうのが今年の九月一日から直営でやるか、指定管理者に任せるかというふうになると思うわけですね。その場合に、前回の定例会でも社協・養寿園等々の指定管理者ということと定例会が上がってきたわけですが、そのときもですね、公募に関して、後の議案でも出てきますので、そのとき質問しますが、この場合、公募の方はどのくらい考えておられるか。期間をです。

その二点だけお伺いいたします。

議長（近藤一輝） 産業振興課長

産業振興課長（筒井英敏） 最初の第一点目ですけども、修理関係については加山議員のおっしゃるとおりでございます。

第二点目のところの、「公募によるか・よらないか」ということで、まだ「公募による」ということも決めてございませんけども、公募による場合であれば、最低でも二週間以上から一ヶ月、そこら辺は考えなければならぬかと思っております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） この指定管理者制度というのは、町がもっている施設をより有効に効率的に運営をするという目的があつてですね、全国でやられるようになってきてるわけで、従来のやり方よりはもつといいものになつていくということが前

提であろうというふうに私は思っております。

それで、現在ですよ、自然学校に対して三百万でこれを委託しております。それに対して年間の経費が約四百万ぐらいかかっております。つまり、百万ぐらい赤字であるんですね。これを単独で見ればですよ。自然学校には別の補助金がいってますからね。だけど、この自然学塾村だけで見ますと、今のところ三百万の委託金でも百万ぐらいの赤字になっている状況の中で、公募すると言ってもですね、その状況で誰が受けるかと私は思うんですが、このような問題については、恐らく「この条例に定めるもののほか、管理に関し必要な事項は、規則で定める。」というその辺のところ考えられるのかと思うんですが、その辺の、その数字的なところ、経費的なところ、それはどういふふうにお考えになってるんでしょうか？

議長（近藤一輝） 産業振興課長

産業振興課長（筒井英敏） 立石議員のおっしゃるとおり、今まで三百万で管理委託をいたしましたして、お客さんが少なければ百万ほどの赤字は出るということではないということでございますけども、お客が増えれば増えるほど多客期には補助員等々の雇い入れをしなければならぬということもございまして、赤字が出るということはおっしゃるとおりでございます。それと、「公募によるか・よらないか」ということでございまして、まだ公募でやるというふうに決めたわけではございません。この後、もし議決をいただければ、その後で上司とも話し合いの上で「公募によるか・よらないか」、端的に言えば、今、自然学校が受けておりますけども、自然学校が私たちとすれば一番適当かなという考えはもっておりますし、経費面も、自然学校が受けたと仮定いたしましたときに、自分たちがやればやるだけ収入も増えると、それからやりがいも増えると、勿論交流人口も増えてまいりますし、そこら辺のことは『協定』でもよく謳って決めたと思っております。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 今の答弁、まったくそのとおりで、結局、現在の状況の委託金三百万はそのまま変わりませんという状況ではですね、何のために指定管理者制度を使ってですね、そのいう方向にもっていったかということになるので、かと言ってですよ、これをしたからと言って、「じゃあ委託料『ゼロ』にします。」という無茶苦茶な話もないわけで、その辺はですね、有効に、これを、管理者制度で管理者になった人たちがやる気をもつてやれるような、そういう形は是非十分に配慮してですね、十分に話し合うということは必要だと思いますので、そのことだけ指摘をしておきます。

議長（近藤一輝） 産業振興課長

産業振興課長（筒井英敏） 立石議員のご指摘、まったくありがとうございます。

とにかく、野崎の学塾村が、極端に言えば、年中使われますよと、自分たちの努力で何ぼでもすればするだけ自分たちも収入が増えますよという、やりがいの出来るような協定を結びたいと思っております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

加山議員

一番（加山雅徳） 先ほどの質問の続きですが、今、立石議員が言われたとちよつと重複するかも知れませんが、この指定管理者制度というものの目的が、ご存知だとは思いますが、結局、町の公の施設に関して民間が出来るというところについてはお任せして町のそういうふうな経費の削減というですか、財政的にかなり厳しい状況の中で民間が出来るならば民間にお任せしようというのが、この指定管理者制度ということと私は理解しとるわけですが、今の、課長の答弁によると、私のとり方が間違いかも知れんですけど、そこら辺の、そういう町の経費削減、それとろんな町民の多様化するニーズがちゆうですか、そういうこともいいんじゃないかということで、こういう指定管理者制度つちゆうのが国の方から出てきたんだらうと思うわけですが、要はそこら辺の課長の捉え方ですね、指定管理者制度という制度に対しての捉え方がですね、なんか知らんけど、若干認識が違ふんじゃないかなという気がするわけですが、要は今さっき言われた町の補助が三百万している、仮にその指定管理者になった人がですね、極端に言えば議員でも町長でも誰でも出来るわけですから、そういう話の中で三百万つちゆう補助が仮にも要らんようになったと、そうすれば町自体もそういう補助金等々要らんようになるわけですから、それは公に公募かけてですね、やっぱりやって、その企業なり誰か受ける人なりですね、考えによっては良くなる可能性があるというふうには私は思うわけですね、そういう意味でそこら辺の、執行部としての、町としての、この指定管理者制度ということについての考え方を、再確認ですけど、そこら辺のお考えをお願いいたします。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

— 休憩 — 午後 二時 八分 —

— 再開 — 午後 二時 十四分 —

議長（近藤一輝） 再開します。

産業振興課長

産業振興課長（筒井英敏） お答えいたします。

野崎学塾村について、この指定管理者制度を設けた議案の一部改正をお願いいたしましたというのは、加山議員もおっしゃっ

てますとおり、八月いっぱいまでに直営か、指定管理者に変えなければいけないということでございますけども、十二月条例制定以降、私たちの方も野崎学塾村の方が直営がいけるか、指定管理者の方がよろしいかということの議論をぎりぎりまでいたしました。直営でいきますと、また管理人を別個に雇ったり、その他もろもろの経費の方が直営でやると増えてくるということも考えられますし、これを指定管理者制度に移行すれば、先ほども申しましたけども、やる方が意欲もってやれるんじゃないかということもございまして、この制度に変えるということで、改正を今お願いいたしているところでございます。

それと、「公募による」と明言してくれということですが、出来れば公募にいたしたいと。ただし、公募によらないことも出来るということもございますし、先ほど、答弁いたしましたかと思えますけども、この条例案を認めていただいた後で上司の方と、そこら辺の協議はさせていただきたいと思えます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一号、野崎島自然学塾村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第一号、野崎島自然学塾村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第二号、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（大黒泰三） 議案第二号、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

現在、診療所におきましては、医師二名の診療体制でございますが、一名は長崎県離島へき地医療支援センターからの派遣医師によって診療を行なっております。

ご存知のとおり、離島の深刻な医師不足の中で長崎県は、離島・へき地医療を担う医師の確保と支援のため、県で医師を採用し、希望する離島・へき地の公立診療所へ医師の派遣を行う等の支援を行なっております。

派遣医師の派遣期間は原則として、二年間を一単位として各市町村に交代で派遣されます。

医師が派遣された場合、派遣医師の給与は受け入れた町が支払うことになっており、それにより給与規定は長崎県離島へき地医療支援センターの規定を準用することとなっております。

今回、派遣医師にかかる離島診療手当の定額分を改定し、別表五を改めるものでございます。

なお、この条例は平成十八年四月一日から施行するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） 恥ずかしい話ですけど、別表第五の『離島診療手当』はどういうふうなもんだっちゆうようなものが条例の中にありますか？

別表第五についての説明つちゆうか、条例の中ではつきりした条文が無いようですけど……。ちよつとお尋ねします。
議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

—	休憩	午後	二時	二十一分	—
—	再開	午後	二時	二十四分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

総務課長（大黒泰三） お答えします。

条例の第三条の中で、別表第四があります。その中の、離島診療手当の定額分、月額、「別表第五による」となっております。別表第五が別にまた付いております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二号、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第二号、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

おはかりします。

日程第七、議案第三号、小値賀町国民保護協議会条例案及び日程第八、議案第四号、小値賀町国民保護対策本部及び小値賀町緊急対処事態対策本部条例案は、関連がありますので、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、日程第七、議案第三号及び日程第八、議案第四号を一括議題とします。

議案第三号、議案第四号の提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長(大黒泰三) 議案第三号、小値賀町国民保護協議会条例案、議案第四号、小値賀町国民保護対策本部及び小値賀町緊急対処事態対策本部条例案についてご説明いたします。

我が国に対する外部からの武力攻撃に対処するための基本的事項を定めた事態対処法が平成十五年六月に成立し、これを受けて、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために必要な事項を定めた国民保護法が平成十六年六月に成立しました。

国民保護法では地方公共団体等の責務等を規定し、地域の実情に応じた国民保護計画を策定しなければならないことになっております。市町村が策定する同計画につきましては、あらかじめ設置した国民保護協議会に諮問しなければならないことが同法に定められており、本町でも、その組織及び運営に関し必要な事項を条例で定めるもので、平成十八年度中に同計画を策定するものであります。

また、武力攻撃事態等が発生した場合、市町村長等は、国民保護対策本部・緊急対処事態対策本部等を設置しなければならないことが同法に規定されており、その組織及び運営に関し、必要な事項を条例で定めるものでございます。

それでは、議案第三号、小値賀町国民保護協議会条例案から内容をご説明いたします。

第一条は、本条例の趣旨を定めた規定でございまして、国民保護法第四十条第八項の規定に基づき、国民保護協議会の組織及び運営に関して、必要な事項を定めることを趣旨としたものであります。

第二条は、協議会の委員を法第四十条第四項の各号に掲げるものうちから定数を十人以内と定めております。また、原子力災害、危機管理等に関する専門知識や学識経験を生かして専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができることとしており、関係指定地方行政機関の職員等のうちから市町村の実情に応じて市町村長が任命するものであり、当該調査が終了したときは解任するものとしております。

第三条は、協議会の組織事項として、会長の職務代理について定めた規定でございまして。

第四条は、協議会の会議について招集手続、議事手続を定めております。法第四十条第二項の規定により、会長は市町村長をもって充てるとし、会議は委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することはできないと定めております。

第五条は、協議会の所掌事務について、委員等を補佐するため幹事を置くことができるとしております。

第六条は、協議会に部会を置くことができることを定めております。

第七条は、個別の条項に規定していない場合であっても、協議会の運営に関し必要な事項については協議会で諮って定めることができる旨を規定しております。

附則は、条例の公布日を定めております。

続きまして、議案第四号、小値賀町国民保護対策本部及び小値賀町緊急対処事態対策本部条例案についてご説明いたします。

第一条は、本条例の趣旨を定めた規定であります。市町村の国民保護対策本部、緊急対処事態対策本部に関し、必要な事項は、町の条例で定めることとされておりますが、緊急事態対処事態対策本部には、国民保護対策本部に係る規定が準用されていることから、一本の条例で併せて規定しております。

第二条は、本部構成員の組織を定めた規定でございまして。対策本部には部長及び本部員をもって構成され、本部長には市町村長が、本部員には助役、教育長、市町村職員の中から町長が任命すると定めております。

第三条は、対策本部の会議の招集と国民保護のための措置を的確に実施するために、自衛隊や指定地方行政機関の職員を会議に出席させ、関係機関から必要な情報を得たり、又はこれらの機関と連絡調整を行わせることが必要な場合もあるため、

職員以外の者を会議に出席できることを謳っております。

第四条は、本部の組織として部を定めた規定でございます。

第五条は、現地対策本部の組織を定めた規定であり、市町村対策本部の設置場所と被災現地との間の連絡調整、被災現地における機動的かつ迅速な措置の実施を図るため、市町村長が現地対策本部を置くことができることとしている。

第六条は、前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定めることを規定しております。

第七条は、小値賀町緊急対処事態対策本部について、各条の規定を小値賀町国民保護対策本部の規定を準用すると規定しております。

附則として、本条例の施行を公布日施行としたものであります。

以上で、条例案の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） この条例ですけれども、小値賀町国民保護対策本部及び小値賀町緊急対処事態対策本部条例案となっております。この条例ですけれども、これは最後のですね、第七条に、「第二条から前条までの規定は、小値賀町緊急対処事態対策本部について準用する。」ということですから、これは別々に設置するということですか？

同じ人で二つの本部をまかなうということですか？

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

―― 休憩 午後 二時 三十六分 ――

―― 再開 午後 二時 四十九分 ――

議長（近藤一輝） 再開します。

総務課長

総務課長（大黒泰三） お答えします。

今の件ですけど、二条から六条まで、本来でしたら同じように上げるわけですけど、七条で、「第二条から前条までの規

定は……。』ということでも準用しております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） 国民保護協議会条例のところですけども、第二条の（委員及び専門委員）で、「協議会の委員の定数は、十人以内」ということですが、この中に専門委員というのを入れた数が十人以内でしょうか？

それから、「専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任される」とありますが、この調査が終了したときは国民保護計画の策定が終わったときを意味するのか、或いはその前の段階を意味するのか、その辺のところを確認をしておきます。

（「議事進行」の声あり）

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） お答えします。

専門委員につきましては、「その有する専門的知識及び学識経験等を生かし、専門の事項を調査させるためであり、必要が生じた場合のみ任命するものであります。」と解釈しております。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

—	休憩	午後	二時	五十四分	—
—	再開	午後	二時	五十八分	—

総務課長

議長（近藤一輝） 再開します。

総務課長（大黒泰三） お答えします。

委員さんは、この専門委員を除いて十名以内です。協議会は、そのまま継続します。

それで、専門委員はその調査事項が終わったら解任するということです。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） もう一つ答えてませんね。調査が終了したとき、専門委員は解任される。その調査が終了したときは、『国民保護計画』の策定が終わったときなのか。策定をする前に、その計画の策定をするときに、前に調査をしますね。その調査のところで終わるのか。「どっちですか？」ということですよ。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） これは、国民保護計画を策定するために必要なものでございますから、策定前で終了いたします。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） これは、協議会の委員が専門委員以外で十人作るということでもありますから、それらが協議をしていく中で、こういうところは判らんから専門委員というものを選定をして、そこでいろいろ「こういうことはどういうことか？」と聞いて、「もう、いいや」と思った時点で、会長が「これは、もういいな」と、調査が終わったという段階で解任するというふうに理解していいんですね。そういう意味ですね……。

それは明確に答えてもらいましょう。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） それについては、お答えのとおりでございます。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 第六条の（部会）のところでありますけれども、この部会においては、先ほどの協議会委員の定数の十人以外の委員になるのでしょうか。それとも、この協議会の委員の定数の十人以内で部会を構成するのでしょうか。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） 部会の委員につきましては、協議会の委員とは別でございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第三号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三号、小値賀町国民保護協議会条例案を採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第三号、小値賀町国民保護協議会条例案は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第四号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四号、小値賀町国民保護対策本部及び小値賀町緊急対処事態対策本部条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四号、小値賀町国民保護対策本部及び小値賀町緊急対処事態対策本部条例案は、原案のとおり可決されました。

おはかりします。

日程の順序を変更し、日程第十一、議案第七号、小値賀町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例案を先に審議したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第十一、議案第七号、小値賀町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例案を先に審議することに決定しました。

日程第十一、議案第七号、小値賀町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長(谷 良一) 議案第七号、小値賀町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例案についてご説明いたします。

障害保健福祉施策につきましては、障害者及び障害児の地域における自立した生活を支援することを主題に取り組んでおりますが、現在は身体障害、知的障害、精神障害といった障害種別等によって福祉サービスや公費負担医療の利用の仕組みや内容等が異なっており、これを一元的なものとすることや、その利用者の増加に対応し、制度をより安定的かつ効率的なものにするため、平成十八年四月一日から障害者自立支援法が施行されることになりました。それに伴い、市町村に障害者の障害程度区分等を審査及び判定する審査会を設置することが義務づけられ、委員の定数等を定める必要が生じたので、本案をご提案するものでございます。

それでは、内容について順次ご説明いたします。

第一条に、「障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第十五条の規定により設置する小値賀町障害程度区分認定審査会(以下「審査会」という。)の委員の定数は、三人とする。」とありますのは、構成する委員の定数は、三人から五人を標準としており、当町の人口規模からして、審査会の委員の定数を三人とするものでございます。

第二条に、「法令及びこの条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、町長が別に定める。」とありますのは、今後審査会に関し、必要な事項は町長が別に定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成十八年四月一日から施行するといたしております。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

十番（立石隆教） 議長 長

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 今回の、障害者自立支援法のポイントは、先ほど説明がりましたが、五つに分けられるようですね。

一つが、障害の種類に関わらず障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設事業を再編するというのが一つ。

二番目に、障害のある人々に身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供すると。これが二つ目ですね。

三つ目が、サービスを利用する人々も、サービスの利用料と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に従事する。これが三つ目。

四つ目が、就労支援を抜本的に強化すること。

そして、五つ目ではありますが、『支給決定』の仕組みを透明化、明確化するというふうにあります。

実は、このたびの、審査会の定数を定める条例については、この自立支援法のポイントの五つ目の、支給決定の仕組みを透明化、明確化するということに基づくものだと私は理解しますが、そのとおりですか。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（谷 良一） そのとおりだと理解しております。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） それでは、その支給決定の流れでございませうけれども、それを簡単に説明していただけますか。

そして、その流れのときに、この審査会がどこに関わるのかということを見るように説明していただきたいと思っております。簡単をお願いします。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（谷 良一） 今回の、この障害者自立支援法におきましては、小値賀町の役場の方に申請を先ずいたします。

そして、その役場の担当者の方に調査項目がありまして、介護保険の調査項目が七十九項目ありまして、それ以外の、あとプラス二十七項目、合計百六項目がありますが、これをコンピュータで入力いたします。それが『第一次判定』と言いついて、その次に、『第二次判定』が行われるわけですが、それがこの審査会において、この『第二次判定』を行いついて、程度区分を（一）～（六）までに分るということを審査会で決めるわけでございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第七号、小値賀町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第七号、小値賀町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第五号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（大黒泰三） 議案第五号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法の制定に伴い、小値賀町国民保護協議会の組織及び運営等に関し、必要な事項を条例で定めるよう義務付けられております。

国民保護協議会の設置に伴い、委員の定数も十人以上と定められて、委員の報酬が発生いたします。

また、平成十八年四月一日から障害者自立支援法が施行されることになり、それに伴い、市町村に障害者の障害程度区分等を審査及び判定する審査会を設置することが義務付けられ、委員の定数等を定める必要が生じたので、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部改正を行うものであります。

別表中に、「小値賀町国民保護協議会委員」、「小値賀町障害程度区分認定審査会委員」の日額報酬を加えるものでございます。

なお、この条例は、平成十八年四月一日から施行するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第六号、小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（谷 良一） 議案第六号、小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

障害者への医療費助成につきましては、平成十八年三月三十一日をもって知的障害者（児）入所更生施設等に係る公費負担医療費が廃止され、福祉医療費の対象となりますので、今回、交付要綱の一部が改正され、それに伴い、本町におきましても障害者（児）の医療制度を改正する必要がありますので、本案をご提案するものでございます。

それでは、改正の内容について順次ご説明いたします。

第三条に、「（規則で定める者にあつては、小値賀町が障害者自立支援法第十九条により支給決定を行った者）を加え、」とありますのは、規則の第二条で施設入所者を定めており、障害者自立支援法第十九条に、市町村の支給決定を受けなければならぬとなっておりますので、条文を加えております。

また、ただし書きとして、「町長が必要と認める場合はこの限りではない。」を加えております。

附則といたしまして、この条例は、平成十八年四月一日から施行し、同日以後の診療に係る医療費から適用するといったし

ております。

なお、最後に条例の『新旧対照表』を添付いたしておりまして、傍線を引いているのが改正部分でございます。以上で、提案理由の説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六号、小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六号、小値賀町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第八号、小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長(谷 良一) 議案第八号、小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例案について提案理由をご説明いたします。最後に、条例の『新旧対照表』を添付いたしております、棒線を引いているのが改正部分でございますので、参考にさせていただきたいと思えます。

目次を、第一章「総則」を「町が行う介護保険」に、「第二章保険給付」を「介護認定審査会」に、「第三章介護予防、生活支援事業」を削除し、「第四章保険料」を第三章に、「第五章罰則」を第四章に改めました。

そして、第一条を「町が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。」とし、第二条を「介護認定審査会に關し必要な事項は、佐世保市小値賀町介護認定審査会規約による。」と改めました。

改正前の第一章から第三章までは、(第一条から第十一条ですが) 国の法令等で謳われており、町の条例で定めなくてもよかったです。削除し、必要な「第一章町が行う介護保険」、「第二章介護認定審査会」を入れたものでございます。

それでは、平成十八年度から始まる第三期介護保険事業計画に伴い法令等の改正が行われましたので、ご説明いたします。第十二条の中の「平成十五年度から平成十七年度まで」を「平成十八年度から平成二十年度まで」に改め、第一項第一号は、保険料第一段階に該当する者で、生活保護者、高齢福祉年金受給者等でございますが、現行、年額一万九千二百円が、二万七千六百円になるものとございます。第一項第二号は、今回新たに区分される保険料新第二段階に該当する者で、住民税非課税世帯で、年金収入と合計所得額を加えて八十万円以下の方であり、現行、年額二万八千八百円が、二万六千五百円となります。第一項第三号は、保険料第三段階に該当する者で、住民税非課税世帯で八十万円以上の方であり、現行、年額二万八千八百円が、三万一千四百円となります。第一項第四号は、町の基準額で、保険料段階第四段階に該当する者で、本人が住民税非課税で、世帯の中に課税者がいる場合であり、年額三万八千四百円が、四万一千五百二十円となります。第一項第五号は、保険料第五段階に該当する者で、本人課税で合計所得二百万円未満の場合であり、年額四万八千円が、五万一千九百円となります。第一項第六号は、保険料第六段階に該当する者で、本人課税で合計所得二百万円以上の場合であり、年額五万七千六百円が、六万二千二百八十円となります。

第十四条第三項中の「又は第四号ロ」を、「第四号ロ又は第五号ロ」に変えるのは、「第四号ロ」は第四号と第五号の境界層に該当する場合等を規定するものであり、法改正により一段階増えて六段階になりましたので、第五号と第六号の境界

層を示す「第五号ロ」が追加されます。また、「第一号から第四号」を「第一号から第五号」に改めるのは、保険料段階が一段階増えたため、境界層に係る段階も一段階増えるためであります。

第二十四条中に「法第三十三条の三第一項後段」を加えるのは、罰則の中で、要介護・要支援の認定関係の中に、要支援の区分変更申請の際に被保険者証の提出を求める事項を加えるためのものであります。

第三条から第十一条までを削り、第十二条を第三条とし、第十三条から第二十七条までを九条ずつ繰り上げます。

次に、附則第一条で、この条例は平成十八年四月一日から施行することを明記し、附則第二条で、新予防給付を平成十九年十月一日から施行することを明記しております。

さらに、附則第三条の、平成十八年度及び平成十九年度における保険料率の特例ですが、これは、税制改正の影響を受けて保険料段階が上がった場合の特例措置を示したもので、税制改正に伴う激変緩和措置を明記しております。

平成十八年度について、第一項第一号は第一段階に該当するものが、税制改正の影響を受け第四段階になる場合であり、本来、第四段階は年額四万一千五百二十円でありましたが、これが年額二万七千四百円になります。第一項第二号は、第二段階が第四段階になる場合、第三号は第三段階が第四段階になる場合であり、いずれも年額三万四千四百六十円になります。第一項第四号は、第一段階に該当するものが、第五段階になる場合で、本来、第五段階は年額五万一千九百円でありましたが、これが年額三万一千四百四十円になります。第一項第五号は、第二段階に該当するものが、第五段階になる場合、第六号は、第三段階が第五段階になる場合であり、いずれも年額三万七千七百八十円になります。第一項第七号は、第四段階が第五段階になる場合で、年額四万四千八百四十円になります。第二項は、同じく平成十九年度における保険料の特例であります。第二項第一号は、第一段階が第四段階になる場合であり、本来、第四段階は年額四万一千五百二十円でありましたが、これが年額三万四千四百六十円になります。第二項第二号は、第二段階が第四段階になる場合、第三号は第三段階が第四段階になる場合で、いずれも年額三万七千七百八十円になります。第二項第四号は、第一段階が第五段階になる場合で、本来、第五段階は年額五万一千九百円ありますが、年額四万一千五百二十円になります。第二項第五号は、第二段階が第五段階になる場合、第六号は第三段階が第五段階になる場合で、いずれも年額四万四千八百四十円になります。第二項第七号は、第四段階が第五段階になる場合で、年額四万八千六百六十円になります。

以上で、提案の理由説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第八号、小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第八号、小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第九号、小値賀町営住宅管理条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（中村敏章） 議案第九号、小値賀町営住宅管理条例の一部を改正する条例案について提案理由のご説明をいたします。

昭和四十年代から昭和五十年代において建設された町営住宅は、築三十年を経過し老朽化が進み、危険な状態となっております。また、入居者も高齢者が多く、入居者の安全確保と住環境の整備を目的に、平成十七年度から町営住宅の建替えを実施しております。

今回、鮑集所跡地に建設しております港団地が三月末には完成となり、公営住宅の入居者に転居していただく運びとなっております。

小値賀町町営住宅管理条例第二条の二の文中の『別表第一』に、「みなと団地」を追加するものでございます。

名称を「みなと団地」、位置を「小値賀町笛吹郷字西堀一五〇五番地一」を追加するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第九号、小値賀町町営住宅管理条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第九号、小値賀町町営住宅管理条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

おはかりします。

日程第十四、議案第一〇号、長崎県市町村土地開発公社定款の変更について及び日程第十五、議案第一一号は、関連がありますので、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、日程第十四、議案第一〇号及び日程第十五、議案第一一号を一括議題とします。

議案第一〇号、議案第一一号の提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（大黒泰三） 議案第一〇号、議案第一一号、長崎県市町村土地開発公社定款の変更についてご説明いたします。

市町村の廃置分合に伴い、公社の設立団体である加津佐町、口之津町、南有馬町、北有馬町、西有家町、有家町、布津町及び深江町が、平成十八年三月三十一日に南島原市として施行され、市制施行後も引き続き本公社に加入するものでございます。

また、同年三月三十一日に佐世保市と合併する宇久町、小佐々町については本公社を脱退することから本公社の定款を変更するものであります。

さらに本公社の設立団体が平成十八年四月一日から十四団体になることから、本公社役員数などに係る定款変更を行うものであります。

つきましては、定款の変更をするときには、設立団体の議会の議決を経て都道府県知事の許可を受けることとなっておりますので、ご提案申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第一〇号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一〇号、長崎県市町村土地開発公社定款の変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第一〇号、長崎県市町村土地開発公社定款の変更については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第一一号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一二号、長崎県市町村土地開発公社定款の変更についてを採決します。
おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第一二号、長崎県市町村土地開発公社定款の変更については、原案のとおり可決されました。
しばらく休憩します。

―	休憩	午後	三時	三十二分	―
―	再開	午後	三時	四十二分	―

議長(近藤一輝) 再開します。

日程第十六、議案第一二号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長(大黒泰三) 議案第一二号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更についてご説明いたします。

平成十八年三月三十一日に南島原市が設置されることに伴い、加津佐町、口之津町、南有馬町、北有馬町、西有家町、有家町、布津町及び深江町が廃止され、また同日に宇久町及び小佐々町が佐世保市に編入されることに伴い、これらの町が廃止されます。

よって、平成十八年三月三十日をもって長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する組合市町村からこれらの町を減ずるものであります。

つきましては、組合の規約を変更する場合、地方自治法第二百九十条の規定により、構成市町村の議会の議決を経て、県知事の許可を受けることになっておりますので、ご提案申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一二号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第一二号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第十七、議案第一三号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（大黒泰三） 議案第一三三号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散についてご説明いたします。

現在、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合の運営につきましては、市町村合併の影響により、事務局体制を維持できないことから、平成十八年三月三十一日をもって、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を解散するものであります。

解散後は、長崎県市町村総合事務組合に町村議会議員を含めた補償事務を行うものであります。

解散の協議につきましては、地方自治法第二百九十条の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、ご提案申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一三三号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第一三三号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散については、原案のとおり可決されました。おはかりします。

日程第十八、議案第一四号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について及び日程第十九、議案第一五号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について及び日程第二十、議案第一六号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について及び日程第二十一、議案第一七号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更については、関連がありますので、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、日程第十八、議案第一四号、日程第十九、議案第一五号、日程第二十、議案第一六号、日程第二十一、議案第一七号を一括議題とします。

議案第一四号、議案第一五号、議案第一六号、議案第一七号の提案理由の説明を求めます。 総務課長

総務課長(大黒泰三) 議案第一四号、議案第一五号、議案第一六号、議案第一七号についてご説明いたします。

まず、議案第一四号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてでございますが、平成十八年三月三十一日に「南島原市」が設置されることに伴い、加津佐町、口之津町、南有馬町、北有馬町、西有家町、有家町、布津町及び深江町が廃止され、同日に佐世保市への編入合併に伴い、北松浦郡宇久町、小佐々町が廃止されます。

また、平成十八年三月三十日をもって南高来郡衛生福祉組合、深江・布津衛生組合及び北松南部広域連合が解散するため、長崎県市町村総合事務組合を組織する組合市町村からこれらの市町村及び組合等を減じるものであります。

次の議案第一五号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更につきましては、平成十八年三月三十一日に「南島原市」が設置され、長崎県市町村総合事務組合へ加入することに伴い、長崎県市町村総合事務組合を組織する組合市町村数が増加するものであります。

議案第一六号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少については、平成十八年三月三十一日をもって長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合及び西彼中央衛生施設組合が解散するため、長崎県市町村総合事務組合を組織する組合市町村からこれらの組合を減じるものであります。

次に議案第一七号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更については、平成十八年四月一日から、諫早市及び松浦地区消防組合が長崎県市町村総合事務組合へ加入することに伴い、長崎県市町村総合事務組合を組織する組合市町村数が増加いたします。

また、長崎県市町村総合事務組合議会議員の数の減少及び議員の選出方法の変更等、規約の一部を変更するものであります。

よって、これらの協議につきまして、地方自治法第二百九十条の規定により、議会の議決が必要になりましたので、ご提案申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） 議案第一六号のところ、市町村議会議員の公務災害補償等組合を、この総合事務組合から脱退せしめるということですが、先ほどの審議をいたしました第一三号で、市町村議会議員公務災害補償等組合を解散をしております。

で、この一六号で「脱退せしめる」というふうになりますと、議員の公務災害補償等の事務は、総合事務組合に入るといふふうに考えると、脱退されると、「入れるのか」というふうに単純に思うんですが、このところ、もう少し詳しく説明して下さい。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

—	休憩	午後	三時	五十四分	—
—	再開	午後	四時	四分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

総務課長

総務課長（大黒泰三） 市町村総合事務組合の中で、市町村議会議員公務災害補償等組合が解散することになったわけですが、この市町村総合事務組合の中にはいろんな事務がありまして、その中で市町村以外の、議員公務災害、非常勤の職員が公務災害事務がございまして。その中で、この解散した市町村議会議員公務災害の組合の分を移すということで、そこで事務を行うということでございます。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 一三号の場合はもう完全に解散をするということですが、今、審議をしている一六号については総合事務組合の中に市町村議会議員の公務災害補償等組合というものを一つの組織として認めていたものを、もう解散してしまっただけから、それはもうないものにしますよと。だけど、業務は総合事務組合の中でやれるようになりますということですね。単純に言えばね……。解りました。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第一四号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一四号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第一四号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第一五号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一五号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第一五号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第一六号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一六号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを採決します。
おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第一六号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第一七号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一七号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第一七号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第二十二、議案第三五号、工事請負契約の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（中村敏章） 議案第三五号についてご説明いたします。

柳漁港地域水産物供給基盤整備工事につきましては、さる九月十四日に入札を行い、門田建設株式会社が落札し、現在の

契約額は六千七百二十万円で議決を経て契約を締結してりましたが、その後、浮体式護岸ガイドレール取付箇所において、ライナープレートが必要となり、設計変更及び契約変更が必要となりました。

本工事費六十六万円で消費税を加えた六十九万三千円を追加して、六千七百八十九万三千円で現契約者である門田建設株式会社との随意契約より工事請負契約を変更いたしたく、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定により、本案をご提案申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三五号、工事請負契約の変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第三五号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

おはかりします。

日程第二十三、議案第三六号、町道路線の廃止について及び日程第二十四、議案第三七号、町道路線の認定については、関連がありますので、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、日程第二十三、議案第三六号及び日程第二十四、議案第三七号を一括議題とします。

議案第三六号、議案第三七号の提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長(中村敏章) 議案第三六号、町道路線の廃止について、議案第三七号、町道路線の認定についての提案理由をご

説明いたします。

本議案は、道路法第十条第三項及び道路法第八条第二項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

路線の認定は道路の目的性格を考慮して、これを道路法上の道路とするための行為でございますので、道路の目的性格が異なれば、路線もまた異なるわけでありまして、原則として路線は一体不可分のものであります。道路を延長し、変更し又その一部を廃止する等により路線の一部に変更を加えることは、その路線を廃止して別個の路線を考えることに外ならなくなりません。従いまして、旧路線の廃止及び新路線の認定の、二重の手続きを執らなければなりません。

添付しております資料の路線図をご覧ください。路線図で、廃止路線図と認定路線図を比較してご覧ください。

廃止路線は、青の線で表示しております町道榎木津線と、赤の線で表示しております町道笛吹大浦線でございます。町道榎木津線は県営畑総事業により甫場整備が実施された路線でございますが、機能交換により路線が変更されております。また、町道笛吹大浦線は笛吹大浦間の路線でございますが、今回、県営過疎基幹農道の完成により、町道路線を廃止するものでございます。

認定路線は、青の線で表示されている榎木津線、赤の線で表示されている笛吹大浦線、紫の線で表示されている大浦浜線、緑の線で表示されている深名元線の四線でございますが、機能交換により変更された榎木津線、延長九百九十八メートル、深名元線、延長百八メートル及び県営過疎基幹農道と重複しない区間の笛吹大浦線、延長二百三メートル、大浦浜線、延長二百七十九メートルを新たに認定するものでございます。

以上、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第三六号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三六号、町道路線の廃止についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第三六号、町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第三七号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三七号、町道路線の認定についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第三七号、町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

日程第二十五、議案第一八号、小値賀町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長(谷 良一) 議案第一八号、小値賀町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について提案理由をご説明いたします。

本案は、先の平成十七年十二月の定例会において議決されました、指定管理者制度導入関係条例に伴い、提案するものでございます。

それでは、改正案の内容についてご説明いたします。

地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、小値賀町笛吹郷二三六七番地、社会福祉法人小値賀町社会福祉協議会を、小値賀町高齢者生活福祉センターの指定管理者として指定するものでございます。

指定の期間は、平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの五年間としております。

参考のため、平成十七年十二月の定例会後の事務の流れを申し述べますと、一月十六日より二月十日まで、役場前の掲示

板と、ホームページで指定管理者の募集をかけました。応募があつたのが、社会福祉法人小値賀町社会福祉協議会のみであり、それにより、二月十七日に『小値賀町公の施設に係る指定管理者選定委員会』を開催しております。

内容としては、申し込みが一社であり、指定管理者制度施行前から公共的団体として当該施設の管理運営を受託しており、今後も適切な管理運営が期待できるということで、社会福祉法人小値賀町社会福祉協議会が選定されております。

以上で、提案の理由説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） この規則等の問題でちよつと伺っておきたいんですが、従来の委託料等の金額については「変更無し」ということでしょうか？

それから、運営に関する経費的な問題については何か『付帯事項』かなんか付けるといふような条件は取り交わしたんでしょうか？その辺のところはどうなっているのかということを伺います。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（谷 良一） 後の質問から答えます。

この議会が終わりましたらですね、一応『協定書』というのを締結するようにしております。それで、『基本協定書』と『年度の協定書』と二つの協定書を結ぼうかと考えております。

それで、すみません。最初の質問がよく分からなかったんですが…。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 指定管理者に管理を任せるといふことにおいては、条件というのが必要なんだと思うんですね。それで、それは従来の委託料と同じ金額で条件はそういうふうになってますかと、或いは他に条件を付けられましたかと、付けられるんですかということについて伺ってるんです。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（谷 良一） 条件は同じではありませんが、委託料の金額が少々違っております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

黒崎議員

十一番（黒崎政美） 指定管理者制度つちゆうのは、効率化や管理経費あたりを縮減するということが第一にあるわけですね。更に今までのサービスの質やその水準を維持するために指定管理業というのがあるわけなんですけれども、今までよりも、どうなるか判りませんけど、指定管理費を町で言えば委託料か補助費ですかね、それが少なくなつて社協の運営がちよつと厳しくなるつちゆうようなことは考えてないですかね。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（谷 良一） お答えいたします。

これにつきましては、この場合は社協ですが、社協と話し合いをしましてですね、まあ儲けることではないと思いますが、損をしないような話し合いをしておりますので、先ほど、立石議員が言いましたように今までと同じようなやり方をしますので、社協にとつては不利にはならないと思っております。

議長（近藤一輝） 黒崎議員

十一番（黒崎政美） 社協にとつて不利になるかどうかは判りませんが、『協定書』の中に、維持管理するための金が必要ですね、備品なんかも傷んで使えなくなると・・・。それも協定書の中に、結ぶ時にですよ、「これは社協でもつてくれ」と。後でたんぼぼ荘あたりで出てきますけど、風呂場の改装も町が出してくれじゃなくて、「そのくらいのこと」は博仁会が出してくれよ」と。私はそういうことをやらなければ、何ための指定管理者制度の導入かつちゆうとが判らんと思ふつてすけどね。町の経費を少なくするためにこれは導入したことであつて、公設民営化つちゆうとはそういうもんだろうと思ひますよ。

それが従来よりも町の経費が大きくなるような『協定』を結ぶつちゆうようなことは腹案にもつておられるのかどうか。

それをお尋ねします。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（谷 良一） お答えいたします。

一応、協定書の案というのは、完全ではありませんが作っておるわけですが、その中に、今、備品ということをおっしゃられましたけど、備品関係については一つ一つ謳うつもりでおります。

それで、今のところ、社協と今から話し合いをするわけですが、我々としては備品が老朽化したり、破損したりするのは社協の方にしてもらいたいというふうなことを、備品については考えております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

加山議員

一番（加山雅徳） 先ほどの答弁です、公募については一月十六日から二月十日までということ、約一ヶ月弱ぐらいの公募をかけたということでしたが、さっきの自然学塾村でもちよっと話たんですが、この公募が約一ヶ月足らずということ、九月二日から施行するということであるならば、予算の関係でこの定例会でということになったのじゃないかなという気がしたんですが、まだ六月の定例会もあるわけですから、待つつても、まだ公募しとつてもよかつたんじゃないかなという気もするわけですね。そこら辺いかがですか？

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（谷 良一） 十二月の定例会の折に、それぞれの一部改正の条例案を提出したときに、「施行期日を四月一日」というふうにしておりまして、今回の定例会に提案したものでございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一八号、小値賀町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第一八号、小値賀町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第二十六、議案第一九号、小値賀町地域福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長(谷 良一) 議案第一九号、小値賀町地域福祉センターの指定管理者の指定について提案理由をご説明いたします。

本案は、議案第一八号と同趣旨により、小値賀町笛吹郷二三六七番地社会福祉法人小値賀町社会福祉協議会を、小値賀町地域福祉センターの指定管理者として提案するものでございます。

指定の期間は、平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの五年間としております。

内容につきましては、先ほどの議案第一八号と同じでありますので、省略させていただきます。

以上で、提案の理由説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長(近藤一輝) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

立石議員

質疑はありませんか。

十番(立石隆教) 地域福祉センターの場合、社会福祉協議会が現在やっている仕事がございます。それによってある程度の収入を得ているということから考えると、これは所謂管理運営に関する委託料みたいなですね、そういうふうなものは条件には「ゼロ」という形で考えておられますか？

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（谷 良一） この件につきましては、地域福祉センターが電気代とか、水道代とか、いろいろエレベーターの保守点検代とか、空調設備の補修とか一年間にかかる経費がありますので、今考えているのは、それを社協の分と、その中に図書館がありますので、それとセンターの分と、前と一緒のようになるんですが、按分をしてくれ、そこで委託料を設定したいと思います。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一九号、小値賀町地域福祉センターの指定管理者の指定についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第一九号、小値賀町地域福祉センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第二十七、議案第二〇号、小値賀町特別養護老人ホームの指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（谷 良一） 議案第二〇号、小値賀町特別養護老人ホームの指定管理者の指定について提案理由をご説明いたします。

本案は、議案第一八号・一九号と同趣旨により、佐世保市花高二丁目一番三五号社会福祉法人博仁会を、小値賀町特別養護老人ホームの指定管理者として提案するものでございます。

指定の期間は、平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの五年間としております。

選定理由としては、先ほどの議案第一八・一九号と同じで、申し込みが一社であり、指定管理者制度施行前から公共的団体として当該施設の管理運営を受託しており、今後も適切な管理運営が期待できるということでございます。

以上で、提案の理由説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） 特別養護老人ホームの運営につきましては、今までこの社会福祉法人博仁会がやっておりますけれども、聞くとところによりますとですね、今まで無料で貸与しとったというふうなことからか知りませんが、百万円以下とか、内容は詳しくは知りませんが、大きな補修とかということについては町の補助を前はもらっておったと。

委託しますとですね、あそこは建物が町のものでございますので、私たち総務常任委員会でも廻ったときもですね、大分所々が傷んでいるということ、大変な補修費が要るんだということで施設長は大変その財源の捻出に苦慮されているような話も聞きましたので、この『協定書』を作って、住民課長の方で今後されると思いますけれども、基本的にですね、大きな修繕が出てくると思いますけれども、そういうふうなことについては、非常に運営する方、指定する方、これは先々で大きな問題が出ると思いますので、前もってですね、そのようなことについてはきつぱりとした『協定書』を作って運営してもらわなければなりませんけれども、その点について、今の、二箇所の指定とちよつと違ったところがあるもんですから、その点についてどういうふうなお考えをもっておられるのかお尋ねします。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

—	休憩	午後	四時	三十五分	—
—	再開	午後	四時	三十六分	—

町 長

議長（近藤一輝） 再開します。
町長（山田憲道） お答えいたします。

九月ぐらいだったと思いますが、理事長とそれから施設長がお見えになられてですね、指定管理等につきましてお話をさせていただきました。その中で、なんか空調設備が三千万ぐらい要ると、それはもう町は出せないというふうですね、一応お願いをしているわけですが…。

それと一緒に今までの、建物はもうどうしようもありませんけれども、土地の使用料もいただきたいというふうに言っていたわけですけど、今日ですかね、私は理事にはなっておりますけど、今度初めて博仁会の評議委員として十一日の一時から案内を受けております。

それで、やはり理事長とか施設長につきましても、この理事会です、小値賀町の立場をはっきりおっしゃってもらえば助かるということでございますので、その話次第ですね、『協定書』にどういうふうに書くのか、それはちよつと今の段階では一応申し込みはしましたけれども、三月十一日の土曜日の話し合いでじゃないとはつきり出来ないということで、一応話し合いに行くつもりにしております。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 指定する前にですね、やっぱり大きな、重要なことについてはですね、ある程度話し合って協議して指定せんと、その後で「それでは困りますよ。」と、どっちかが言った場合にですね、指定管理者の指定についてまた変更しなければならぬというふうなこともなりますので、そういうふうな点につきましてはですね、やっぱり指定管理者として応募した時にですね、そういうふうなことはある程度の協議をし、確認してから、やっぱり指定をするべきではないかと考えますが、その点どういうふうにお考えになりますか？

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 先ほども言いましたけれども、九月ぐらいからもう話はしていると…。それで施設長だけじゃなくて理事長も来て話をしているから、ただ四月一日から指定管理をお願いするわけでございますので、三月十一日には間に合

うということ、ちよつと今理事会と評議委員会を合同でやるということ、案内は受けております。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 今、町長の方から空調が一応三千万ぐらいかかると、「それはもう向こうさんでやってください。」というような話をしたと言われましたけど、なかなか最近是非常に、前は運用状況もよかったそうですけど、最近はどうでもないような話も聞いております。

それで、三千万つちゆう数字は非常に大きいわけでございまして、やっぱりそういうふうなですね、大きな金額についてはやっぱり今話し合い中であるとか何とかで済まされるものかなあというふうに感じますので、お尋ねしましたので、その点、協定書の中でしっかりとですね、向こうとの協定をしていただきたいと思います。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） 私も、今の松永議員と実は同じ考えでして、『協定書』は後から作っていいんですよ。しかし、指定管理者に任せる時の、こちらの腹づもりというのはちゃんと決めてないといけない。私はそう思いますよ！決めた上で、後から話をしましょうじゃね、決裂する可能性十分あるんです。だから、そこら辺のところは、書類にするのは後でもかまわない。しかし、そういう意味においては指定管理者制度を、これ利用するんだったら、それなりの考え方を町側もしてなければいけない。私はそれは指摘をしておきます。

このですね、博仁会との、前の契約ですね。確か、前町長の時に十年間の契約をしたんですよ。それ、多分最後の方だったと思つてますので、それから言うんですね、四年ぐらい前かなあと思うんですが……。それを計算すると、そんな十年ですから、実はそっちの方がまだ契約として残っていると思うんですが、それと、これとの関係はどうなりますか？

議長（近藤一輝） 町長

町長（山田憲道） お答えいたします。

この問題につきましては、博仁会の理事長も代わつたと。それで、町長の方も代わつたということで、今までのやり方につきましては、補修につきましては、町が面倒みるというふうにしております。

そういうことで、昨年、十七年の四月一日から別途に、こちらの方が「異議がある」ということで申し伝えております。そういうことで、この問題については、もう破棄されたものと、両方ですね、思っております。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（谷 良一） もう少し付け加えますと、今度の指定管理者制度が出来た時点ですね、解除しております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二〇号、小値賀町特別養護老人ホームの指定管理者の指定についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第二〇号、小値賀町特別養護老人ホームの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

おはかりします。

ただいま、町長から、議案第三八号、小値賀町安心出産支援補助金支給条例案が提出されました。

これを日程に追加し、議案第三八号を追加日程第二十八として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第三八号、小値賀町安心出産支援補助金支給条例案を、追加日程第二十八として議題とすることに決定しました。
しばらく休憩します。

—	休憩	午後	四時	四十五分	—
—	再開	午後	四時	五十分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

追加日程第二十八、議案第三八号、小値賀町安心出産支援補助金支給条例案を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（近藤一輝） 本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（谷 良一） 議案第三八号、小値賀町安心出産支援補助金支給条例案についてご説明いたします。

産婦人科や助産施設が無い外海型離島の本町においては、妊婦のほとんどの方が佐世保市や新上五島町に通院し、そこで出産をしております。フェリーなどの海上交通を利用し、場合によっては旅館などに宿泊しなければならぬなど、島に住んでいることが本土と比較して大きなハンディとなっており、妊婦は定期健診を受けなかったり、いつ、出産の兆候が出るか不安を抱えながら分娩予定日間際まで町内で待機している状況です。

また、出産のため医療機関にかかれば、陣痛促進剤などを用い、早く生もうとするため、低出生体重などの傾向も見られます。

平成十五年度に策定した『母子保健事業計画』でも問題提起され、対策を求められており、今回本案を提案するものでございます。

それでは、条例の内容について順次ご説明いたします。

第一条は、条例の目的を明記しております。

第二条は、支給対象者を明記しておりますが、妊娠三十六週に入った妊婦を対象としております。

第三条で、補助金の対象となる要件や金額を具体的に明記し、第四条で申請手続き等を定めております。第五条で、不正等の際の補助金返還を定め、最後に規則への委任を第六条で定めております。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） 確認のためにお尋ねいたします。

第三条の第二項、「対象となる宿泊費は、一泊五千円を上限とする。ただし食費は除く。」ということですが、常識から言って一泊と言いますと、朝と晩の食事は出るわけですね。それは入れるわけですよ。一泊の中に……

それから、泊まるだけつちゆうことでしょうか？それとも大体普通の旅館の場合は、ホテルと違って、朝と晩はご飯が出るもんですから……。それは除くのかどうか、確認のためお尋ねします。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（谷 良一） 考えているのは、素泊まりを考えております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

黒崎議員

十一番（黒崎政美） この条例の目的が、「母子共に健全な出産を確保することを目的とする。」というふうにあります。対象者が九ヶ月ですかね。私は、条例として上げるなら、全妊婦を対象とすべきだと思います。必ずしも、出産前の女性たちが危険な状態にあるとは限らないし、三ヶ月、四ヶ月の女性たちでも緊急に病院等に行く必要も出てくると。

この前の、全協の（説明）では「まあ、いいかなあ。」ということだと思いますけど、条例化するなら全妊婦を対象とすべきですよ。

それで今、赤ちゃんが生まれるのがものすごく少なかわけですよ。柳みたいに、あんな大きな部落でも結納があったのが八年ぶり。この前ありましたけども……。そういうような状況で、本当に母子共に健全なつちゆうことなら、もう妊娠が判った時点で全妊婦を対象とすべきだと私は思います。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（谷 良一） 言い方はおかしいですが、全妊婦を対象としているわけです。（笑い声あり）

それが、三十六週の妊婦を限定した理由がありまして、その理由を言います。

妊娠初期にはですね、月に一回の健診があります。そこで、保健師による『妊婦相談』などで十分対応できておりますけれども、三十六週過ぎからですね、異常出産の危険性や妊娠中毒などの胎児への影響も深刻になり、どうしても医療機関にかかってほしいという時期が三十六週を過ぎるということで、対象を三十六週過ぎということと定めております。

議長（近藤一輝） 黒崎議員

十一番（黒崎政美） 私の知ってる範囲ではですね、健康管理センターに行くのが恥ずかしくて、都の産婦人科に行っている女性、そういう女性もおるということですよ。すべて九ヶ月ぐらいにならないというとは、私は妊娠が判った時点でその女性たちを対象にすべきだと。如何なる状況に陥るか判らないわけですよ。それで、どうかということですよ。条例として上げるなら……。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

黒崎議員さんの心配も解らないことはないんですが、ただ、私たちは素人でございまして、保健師の二名がですね、現状では今のままでいいというふうに言っておるわけですので、今回、この条例を上げさせていただいたということです。今後、もし、いろいろありましたら、それはまた考えたいと考えております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） 私は、この条例案を高く評価するものであります。

なぜならば、まず、こういう離島であるという小値賀というところが非常に特徴に出た条例であると。つまり、地元に限

付いた立場から出た条例というところで、私はこれから我々が作るべき条例というのは、こうありたいなというふうに思っております。

離島であるがゆえに、常にいつも産院に行けないという状況、船で行かなければいけないという状況、そして宿泊もしなきやいけない状況というのは、まさに小値賀独特のものであります。その独特の環境にあわせて、こういうものを我々が我々自体で作っていく、これは今後非常に大きな先例となるというふうに高く評価をいたしたいと。

更に、我々同僚議員も含めて、議会においても少子化対策ということをずいぶん訴えてまいりました。これが、少子化対策のホームランを打つということにはなりません、その一部であることは間違いないというふうに思います。

そういう意味では、更に少子化対策の小値賀独特の支援策というものが、更に研究されて条例化されることを望み、今回の条例案を賛成いたしたいと思えます。

議長（近藤一輝） おはかりします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長します。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間を延長することは可決されました。

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三八号、小値賀町安心出産支援補助金支給条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第三八号、小値賀町安心出産支援補助金支給条例案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

明日は、午前九時三十分より開議します。

― 午後 五時 三分 散会 ―